

官報  
號外

平成十六年四月十四日

○ 第百五十九回  
國 會 參 議 院 會 議 錄 第 十 五 号

平成十六年四月十四日(水曜日)

○議事日程 第十五号  
平成十六年四月十

第一 海洋汚染及び海上  
午前十時開議

**第一**　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## 第二 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法

### 第三 放射性同位元素等による放射線障害の防

上に國立文部省の一部を改正した法律案(内閣提出)

#### 第四 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律

第五 中小企業等投資事業有限責任組合契約案(内閣提出、衆議院送付)

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、審議未終)

卷之三

議事日程のとおり

A vertical decorative bar with a central circular ornament.

（議長：倉田寅之君）これより会議を開きます。  
日程第一　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

平成十六年四月十四日 参議院会議録第十五号

**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等**の一部を改正する法律案外一件 放射性同位元素小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案外一件

案外一件 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案外一件

次に、油濁損害賠償保険法の一部を改正する法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の実施に伴い、新たに追加された基金に対する被害者の補償請求権等を定めるとともに、一般船舶に対しその油濁損害等に係る保障契約の締結を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○北岡秀二君登壇、拍手）

北岡秀二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、放射性同位元素の規制に係る国際標準値の導入等に対応し、放射性同位元素の使用

総に関する法律の一部を改正する法律案  
(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員会  
長谷川秀善君。

○議長(畠田寛之君) 日程第四 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案

日程第五 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。  
(拍手)

す。  
○議長〔倉田寛之君〕 本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

ります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

官 報 (号外)

平成十六年四月十四日 参議院会議録第十五号 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案外一件

二

○谷川秀善君登壇、拍手) たゞいま議題となりました兩法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案は、中小企業金融の円滑化を図るため、中小企業金融公庫について、無担保融資を拡大するための貸付債権の証券化支援業務を追加するとともに、中小企業総合事業団から信用保険業務を移管する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案は、出資により資金供給を行うファンド制度について、投資対象の制限を撤廃し、中堅・大企業にも出資ができるようになります。また、出資先企業に対する融資などを行えるようになります。

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、証券化支援制度の促進に向けた取組、中小ベンチャーファンド法の対象を中堅・大企業にまで拡大した理由、信用保険財政の基盤強化策、織維産業の振興策等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より兩法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、兩法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、兩法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) ○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。(拍手) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十二分散会

出席者は左のとおり。

議員	岩本	庄太君	議長	倉田	小林	郁夫君
	千葉	香苗君	副議長	本岡	温君	神本美恵子君
後藤 博子君	山本	国男君	福本 潤一君	遠山 清彦君	橋本	吉田 博美君
高野 博師君	有村 治子君	渡辺 孝男君	福本 潤一君	中島 真人君	中原 秀二君	寺内 夷君
風間 祥君	松下 栄一君	山崎 力君	本岡 昭次君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
渡辺 孝男君	阿南 一成君	松浦 あきら君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
山崎 力君	田浦 阿南君	山下 栄一君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
狩野 安君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
田浦 阿南君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
森元 恒雄君	浜四津 敏子君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
白浜 一良君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
森元 恒雄君	浜四津 敏子君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
世耕 弘成君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
山下 要一君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
入澤 肇君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
田村耕太郎君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
舛添 要一君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
小斎平敏文君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
入澤 肇君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
有馬 朗人君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
有馬 朗人君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
有馬 朗人君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	橋本 秀人君	北岡 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	中島 達雄君	中原 秀二君	寺内 夷君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	西銘 順志郎君	市川 一朗君	田村 幸平君	田中 博美君
中島 章夫君	佐藤 泰三君	木庭 健太郎君	山本 正和君	橋本 秀人		

官 報 (号 外)

議長の報告事項  
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案(原口一博君外一名提出)(衆第三〇号)  
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)

独立行政法人医療基盤研究所法案(閣法第九五号)

厚生労働委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)

農林水産委員会に付託

同日刑事訴訟法の一部を改正する法律案(衆第一九号)は、「河村たかし君外三名提出」が「河村たかし君外四名提出に訂正された。

昨十三日鹿児島県選舉区選出議員森山裕君は、公職選挙法第九十条の規定により退職者となつた。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

厚生労働委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)

農林水産委員会に付託

同日刑事訴訟法の一部を改正する法律案(衆第一九号)は、「河村たかし君外三名提出」が「河村たかし君外四名提出に訂正された。

昨十三日鹿児島県選舉区選出議員森山裕君は、公

職選挙法第九十条の規定により退職者となつた。

参議院議員畠野君枝君提出最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問(第一四四号)(同五月十日)

参議院議員浅尾慶一郎君提出国家公務員宿舎に関する質問(第一五五号)(同六月七日)

一部を改正する法律案(閣法第一一九号)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

犯罪被害者基本法案(細川律夫君外三名提出)

(衆第三二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、「一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の実施に伴い、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出の規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一一九号)

の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿



の二十七第二項」に、「焼却設備検査証」を「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」に、「焼却設備の」を「要焼却確認廃棄物焼却設備の」に改め、同条を第十九条の三十とする。

第十九条の五中、「当該焼却設備」を「当該要焼却確認廃棄物焼却設備」に、「第十九条の三第二項」を「第十九条の二十七第二項」に、「焼却設備検査証」を「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」に改め、同条を第十九条の二十九とする。

第十九条の四第一項中、「焼却設備検査証」を「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」に、「当該焼却設備」を「当該要焼却確認廃棄物焼却設備」に改め、同条第二項中、「焼却設備」を「要焼却確認廃棄物焼却設備」に改め、同条を第十九条の二十八とする。

第十九条の三の前の見出しを削り、同条第一項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「同条第七項第一号」を「同条第十項第一号」に、「焼却設備」を「要焼却確認廃棄物焼却設備」に、「当該燒却設備」を「当該要焼却確認廃棄物焼却設備」に改め、同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 船舶において、前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる必要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれをを行わなければならぬ。ただし、次に掲げる焼却については、こ

同条の前に見出しとして「要焼却確認廃棄物焼却設備の検査等」を付する。

の限りでない。

一 國土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であつて、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従つて行うもの

二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの」に改め、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項及び第五項から第八項まで」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「船舶又は」を削り、同項第二号中「第十九条の四第一項」を「第十九条の二十八第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の三項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 船舶において、前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる必要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者には、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならない。

4 船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をそのまま航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をそのまま有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艤を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。）

行わせなければならない。  
第十九条の二の三を第十九条の二十六とする。  
第四章の二を第四章の三とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の四 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備の検査等

#### （定期検査）

第十九条の三十六 次の表の上欄に掲げる船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をそのまま航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艤を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。）

油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶(当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書等)が第七条の二第二項(第九条の四第九項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確實に確認することができる認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。)

船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶

当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置、第十九条の二十四第一項に規定する揮発性物質放出防止設備並びに第十九条の二十六第二項に規定する船舶発生油等焼却設備をいう。以下同じ。)

当該検査対象船舶に備え置かれた海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定めるものについて、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国につては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法に定めるものほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

5 第二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。

6 国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

(中間検査)

第十九条の三十八 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間において国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を

船に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

(臨時検査)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める変更を行うとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

(証書の効力の停止)

第十九条の四十 国土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。

## (臨時海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六ヶ月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染等防止証書(以下「臨時海洋汚染等防止証書」といいう)を交付する場合には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に関する必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。(海洋汚染等防止検査手帳)

第十九条の四十二 國土交通大臣は、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査(以下「法定検査」という。)に関する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

## (国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十三 國土交通大臣は、国際航海に從事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとする。

2 國土交通大臣は、前項の国際海洋汚染等防止証書(以下「国際海洋汚染等防止証書」といいう)の交付に当たつては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

3 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

4 第十九条の三十七第二項ただし書、第五項及び第六項並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。(検査対象船舶の航行)

第十九条の四十六 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十二条の三第一項第六号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行ひ、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船舶級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合するとの認めたものとみなす。

第十九条の四十八 國土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

## (再検査)

第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

## (船級協会の検査)

第十九条の四十六 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行ひ、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船舶級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合するとの認めたものとみなす。

2 檢査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

第十九条の四十八 國土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 檢査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨国航海上に從事させてはならない。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

第十九条の四十九 國土交通大臣は、前項の規定に基づく命令

を発したにもかかわらず、当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 國土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

4 國土交通大臣は、第二項の規定による处分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

## (船舶安全法の準用)

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項 第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項 第九条の三第一項、

を発したにもかかわらず、当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前二項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査二合格シタル事項ニ限ル)」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

## (外国船舶に関する特例)

第十九条の五十 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

## (外国船舶の監督)

第十九条の五十一 國土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶(前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三

設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ關シ」と読み替えるものとする。

## 3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらに基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

2 國土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに關し遵守すべき事項のうち國土交通省令で定めるもの(以下この項において「特定遵守事項」という。)に関する必要な知識を有しないと認めるときは、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 3 國土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用される燃料油が第十九条の二十一第一項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるとときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第十九条の四十八第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同法第十二条第二項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安

置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるとときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

の場合において、同条第二項中「船舶所有者」が二つあるのは「船長が二つ」、「船舶所有者又は

「船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の五十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等)

(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付)  
第十九条の五十三 国土交通大臣は、第一議定書締約国の政府から当該第一議定書締約国の船舶(第十九条の五十ただし書に規定する外国船船を除く。)について国際海洋汚染等防止証書(海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止

又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

(国土交通省令への委任)

## 第十九條の五十四 檢査の申請書の様式、検査

の寒施方法<sup>ノ</sup>の地海洋汚染防止設備等、海洋

交通大臣の行う確認を受けなければならぬ。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る

原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させるところなる改造その他の国土交通省令で定める

(原動機取扱手引書)

改造を行つた場合に

第十九条の五 前条第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の確認(以下「放

出量確認」という。)を受けた原動機製作者等  
其、名媛ア力達の上級文部省、当該原動機

は、当該原動機の仕様及び性能の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱

いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の

国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手帳を作成し、国土交通大臣の承認を

取扱手引書を作成し、国二交通大臣の月誌を  
受けなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書)

第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により放出量確認を（）、か

合を含むもの規定により取扱手引

書(以下「原動機取扱手引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国

際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならぬ。

九三

からかい



用原動機放出量確認等業務員となることがで  
きない。

(小型船舶用原動機の放出量確認設備)

第十九条の十三 機構は、小型船舶用原動機放  
出量確認等事務を行う事務所ごとに、国土交  
通省令で定めるところにより、放出量確認設  
備を備え、かつ、これを維持しなければなら  
ない。

(国土交通大臣による小型船舶用原動機放出  
量確認等事務の実施等)

第十九条の十四 國土交通大臣は、第十九条の  
十第三項の規定にかかわらず、機構が天災そ  
の他の事由により小型船舶用原動機放出量確  
認等事務の全部又は一部を実施することが困  
難となつた場合において必要があると認める  
ときは、当該小型船舶用原動機放出量確認等  
事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により小型船  
舶用原動機放出量確認等事務の全部若しくは  
一部を自ら行うこととし、又は同項の規定に  
より自ら行つている小型船舶用原動機放出量  
確認等事務を行わないこととするときは、あ  
らかじめ、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

3 國土交通大臣が第一項の規定により小型船  
舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部  
を自ら行う場合における小型船舶用原動機放  
出量確認等事務の引継ぎその他の必要な事項  
については、国土交通省令で定める。

(船級協会の放出量確認等)  
第十九条の十五 國土交通大臣は、船級の登録

を基準適合原動機設置対象船舶に設置される  
原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書  
の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交  
付に關する事務を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項に  
おいて「船級協会」という)が原動機からの空  
素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準  
に適合するものであることについて確認を  
し、原動機取扱手引書の承認を行い、及び国  
際大気汚染防止原動機証書に相当する書面を  
交付したときは、当該原動機に係る確認、承  
認された原動機取扱手引書及び交付された書  
面は、それぞれ國土交通大臣が行つた放出量  
確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付  
した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三章  
第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の  
四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五  
条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二  
十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二  
項第二号、第二十五条の三十第四項の規定の  
準用に係る部分に限る)並びに第二十五条の  
六十三から第二十五条の六十六までを除く。  
の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協  
会並びに確認、承認及び交付について準用す  
る。この場合において、同法第二十五条の四  
十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは  
「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法  
律別表第一の二」と、同条第二項第一号中「こ  
の法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは  
は「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災  
害の防止に関する法律又はこれらの法律に基  
く命令」と読み替えるものとする。

(外国船舶に設置される原動機に關する特例)  
第十九条の十六 第十九条の三から前条まで  
(第十九条の七第四項及び第十九条の九を除  
く。)の規定は、外国船舶に設置される原動機  
については、適用しない。ただし、本邦の各  
港間又は港のみを航行する外国船舶に設置さ  
れる原動機については、この限りでない。

2 外国船舶に設置される原動機(前項ただし  
書に規定するものを除く。)に係る第十九条の  
七第四項及び第十九条の九の規定の適用につ  
いては、第十九条の七第四項中「國土交通大  
臣の承認を受けた原動機取扱手引書(以下「承  
認原動機取扱手引書」という。)に従い、か  
つ、國土交通省令」とあり、及び第十九条の  
九中「承認原動機取扱手引書に従い、かつ、  
國土交通省令」とあるのは、「國土交通省令」  
とする。

(第二議定書締約国の政府が発行する原動機  
機に対する証書の交付)  
第十九条の十八 國土交通大臣は、第二議定書  
締約国の政府から当該第二議定書締約国の船  
舶(第十九条の十六第一項ただし書に規定す  
る外国船舶を除く。)に設置される原動機であ  
つて本邦内において製造されるものについて  
国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書  
を交付することとの要請があつた場合におい  
て、当該原動機について放出量確認に相当す  
る確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認  
に相当する承認をしたときは、当該原動機を  
設置しようとする者に対し、国際大気汚染防  
止原動機証書に相当する証書を交付するもの  
とする。

(國土交通省令への委任)  
第十九条の十九 放出量確認(第十九条の七第  
二項(同条第三項において準用する場合を含  
む)及び前条に規定する放出量確認に相当す  
る確認を含む。以下この条において同じ。)及  
び原動機条約証書(第二議定書締約国に  
照らし適正なものであることについての確  
認及び原動機条約証書(第二議定書締約国に  
照らし適正なものであることについての確  
認を含む。以下この条において同じ。)及

び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に関し必要な事項並びに国際大気汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止原動機証書の交付、再交付及び書換えその他国際大気汚染防止原動機証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

卷之二

**第十九条の二十** 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するためには必要な場合

船舶の撮影その他やむを得ない原因によ  
り政令で定める基準に適合しない燃料油を  
使用した場合において、引き続く当該燃料  
油の使用による硫黄酸化物の放出を防止す  
るための可能な一切の措置をとつたとき。  
前項本文の規定は、政令で定める海域にお  
いて硫黄分の濃度その他の品質が政令で定め  
る基準に適合する燃料油を使用する場合にお  
いて、国土交通省令で定める技術上の基準に  
適合する硫黄酸化物放出低減装置(船舶から

の硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう。」を設置し、かつ、使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。

2 れる港湾について、これを揮発性物質放出規制港湾として指定することができる。  
国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾の港湾管理者の意見を聽かなければならぬ。

揮発性物質放出規制港湾にある揮発性物質放出規制対象船舶において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行う者は、国土交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出防止設備を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

揮発性物質放出規制対象船舶の損傷その他やむを得ない原因により揮発性有機化合物が放出された場合において、引き続く揮発性有機化合物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

**第十九条の二十五** 船舶所有者は、オゾン層破

省令で定める船舶を除く（スパンノ層構造物質を含む設備を設置した船舶（国土交通省令で定める船舶を除く）を航行の用に供してはならない。

**第四十三条の六第二項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。**

上災害の防止に関する法律に改める。  
第四十四条中「廃有害液体物質等及び廃棄物」の下に「並びに排出ガス」を加え、「排出され、海洋が汚染されること」を「排出又は放出されることによる海洋汚染等」に改め、「処理場所」の下に「並びに排出ガス処理施設(排出ガスの処理

平成十六年四月十四日 参議院会議録第十五号

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案



官 報 (号外)

「第十九条の三十八又は第十九条の三十九」に改め、同条第三号中「第十七条の十第一項から第三项まで」を「第十九条の四十四第一項から第三项まで」に改める。

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、

第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第

六号及び第七号を削り、同条第五号中「第十七

条の十五第一項」を「第十九条の四十九第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中

「第十七条の十五第一項」を「第十九条的四十九

第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中

「第十七条的十五第一項」を「第十九条的四十九

十九条の二十六第六項」に改め、同条中第十三

号を第十四号とし、第六号から第十二号までを

一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第十七条的

十四第一項又は第十七条的十七第一項若しくは

第二項」を「第十九条的四十八第一項又は第十九

条的五十一第一項から第三项まで」に改め、同

号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二

号を加える。

五 第十九条の二十五の規定に違反して船舶

を航行の用に供した者

第五十八条第二号中「又は第十九条的九第一

項若しくは第三項」を「第十九条的八(承認原

動機取扱手書に係る部分に限る)、第十九条的

二十二第一項、第十九条的二十六第三項又は

第十九条的三十三第一項若しくは第三項」に改

め、同条第三号中「第十九条的九第一項」を「第

十九条的三十三第二項に、「焼却記録簿」を「要

焼却確認廃棄物焼却記録簿」に改め、同条第四

号中「第十九条的二の三第五項」を「第十九条的

二十六第八項」に改め、同条第七号を削り、同

条第八号中「第十七条的十二第三項、第十七条

的十五第三項」を「第十九条的十五第三項(第十

九条的四十六第三項において準用する場合を含む)、第十九条的四十九第三項」に改め、同号

を同条第七号とし、同条第十一号を削り、同条

第十号中「第十七条的十五第二項」を「第十九条

的四十九第二項」に改め、同号を同条第十一号

とし、同条第九号中「第十七条的十五第二項」を

廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却

の用に供した者

九 第十九条の四十五の規定に違反して当該

船舶を航行の用に供した者

第五十八条中第十八号及び第十九号を削り、

第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六

号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二

号を加える。

十四 海上保安機関に対し、第三十八条第七

項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

十五 海上保安庁の事務所に対し、第四十二

条の二第一項に規定する事態又は海上火災

を発見した旨の虚偽の通報をした者

十五 海上保安庁の事務所において準用する場合を含む)、第十九条的四十九

第三項、第十七条的十五第三項」を「第十九

条的十五第三項(第十九条的四十六第三項にお

いて準用する場合を含む)、第十九条的四十九

第三項」に改め、同項第二号中「第十七条的十五

第三項」を「第十九条的四十九第三項」に改め

る。

第五十九条中「刑」を「罰金刑」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十九条の二 第十九条的十一第一項の規定

により国土交通大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その違反行為をした機構の役員

たときは、二十万円以下の過料に処する。

第六十条第二号中「第十七条的十二第三項、

第十七条的十五第三項」を「第十九条的十五第三項(第十九条的四十六第三項において準用する場合を含む)、第十九条的四十九第三項」に改

める。

第六十五条第三項中「海洋環境の保全」を「海

洋環境の保全等」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二中「第十七条的十二、第十七条的四十九

五」を「第十九条的四十六、第十九条的四十九」に改める。

第一条中「第三節 灯油の品質の確保(第十七条

の九・第十七条的十)」を「第三節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第二条 撥発油等の品質の確保等に関する法律

(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のよう

うに改正する。

目次中「第三節 灯油の品質の確保(第十七条

の九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第三条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第四条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第五条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第六条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第七条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第八条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第九条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十一条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十二条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十三条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十四条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十五条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

第十六条 第二節 灯油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」を「第四節 重油の品質の確保(第十七条的九・第十七条的十)」に改める。

定める温度を超える、又は温度十五度における比重が〇・八七五七を超えるもの（温度十五度における比重が〇・八三以上〇・八七五七以下で経済産業省令で定める試験方法による十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のものを含む。）のうち、第二項に規定する揮発油及び第七項に規定する灯油以外のものをいう。

10 この法律において「重油販売業者」とは、船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第三条第一号に規定する船舶をいう。第十七条の十一第一項において同じ。）又は海底掘削等施設（海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する施設であつて経済産業省令で定めるものをいう。同項において同じ。）の燃料として重油（重油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。）をその使用者に販売する事業を行う者をいう。

第十七条の二十一第二号中「第十七条の十八」を「第十七条の二十一」に改め、第三章の二中同条を第十七条の二十四とする。

第十七条の二十一第二号中「第十七条の十二第一号」を「第十七条の十四第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の十六第一項、第十七条の二第一項、第十七条の十八」を「第十七条の二十一第一項、第十七条の十四」とする。

第十七条の十一第一項中「又は前条第一項」に、「第十七条の十五第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「又は前条第二項」を「第十七条の十第二項若しくは第二項若しくは前条第二十七第三項又は第十七条の二十」に改め、同条

を第十七条の二十三とし、第十七条の十九を第十七条の二十二とし、第十七条の十八を第十七条の二十一とする。

第十七条の十七中「第十七条の十三第一項各号」を「第十七条の十五第一項各号」に改め、同条を第十七条の二十とする。

第十七条の十六の二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第十九とし、第十七条の十六を第十七条の十八とする。

第十七条の十五第一項中「若しくは灯油」を「灯油若しくは重油」に改め、同条を第十七条の十七とし、第十七条の十四を第十七条の十六とする。

第十七条の十三第一項中「第十七条の十一」を「第十七条の十三」に改め、同項第三号中「灯油生産業者」の下に「重油生産業者」を、「灯油輸入業者」の下に「重油輸入業者」を、「又は入業者」の下に「重油輸入業者」を加え、「又は」を第十七条の十五とする。

第十七条の二十一第二号中「第十七条の二十一」を「第十七条の二十一」に改め、第三章の二中同条を第十七条の二十四とする。

第十七条の二十一第一号中「第十七条の十二第一号」を「第十七条の十四第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の十六第一項、第十七条の二第一項、第十七条の十八」を「第十七条の二十一第一項、第十七条の十九第一項、第十七条の二十一第一項、第十七条の二第一項、第十七条の十八」を「第十七条の二十一第一項、第十七条の二十四」とする。

第十七条の十一第一項中「又は前条第一項」を「第十七条の二十三」に改め、同条を第十七条の二十四とする。

第十七条の十一第一項中「又は前条第一項」を「第十七条の十五第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「又は前条第二項」を「第十七条の十第一項若しくは前条第一項」に、「第十七条の十五第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「又は前条第二項」を「第十七条の十第二項若しくは第二項若しくは前条第二十七第三項又は第十七条の二十」に改め、同条

項に改め、「灯油生産業者」の下に「重油生産業者」を、「灯油輸入業者」の下に「重油輸入業者」を加え、「又は前条第三項」を「第十七条の十三第三項若しくは前条第三項」に、「若しくは灯油」を「灯油若しくは重油」に改め、同条を第十七条の十三とする。

第三章に次の二節を加える。

#### 第四節 重油の品質の確保

規格に適合しない重油の販売の禁止等）

第十七条の十一 重油販売業者は、重油の規格として経済産業省令で定めるもの（以下「重油規格」という。）に適合しない物を、船舶等（船舶及び海底掘削等施設をいう。以下同じ。）の燃料用の重油（重油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）としてその使用者に販売してはならない。

2 重油販売業者は、重油を経済産業省令で定める船舶等の燃料として販売するときは、その使用者に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該重油中の硫黄の濃度その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付し、かつ、当該重油についての試料を提出しなければならない。この場合において、当該重油販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいきなさい。以下この項及び第十七条の十九において「重油規格」とあるのは「重油規格」と読み替えるものとする。））の作成がされている場合における当該

電磁的記録を含む。第二十七条第四号において同じ。）を保存しなければならない。

3 重油販売業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該重油の使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該重油販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

4 第十七条の二の規定は、重油販売業者に準用する。この場合において、同条第一項中「第十三条」とあるのは「第十七条の十一第一項」と、「消費者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

（重油生産業者、重油輸入業者等の義務）

第十七条の十二 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して重油を生産する事業を行なう者（以下「重油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、重油の輸入の事業を行う者（以下「重油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは

「重油生産業者」と、同条第四項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費する」とあるのは「使用する」と、同条第五項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費する」とあるのは「使用する」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、同条第六項中「消費する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「重油以外」と、「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「重油規格」とあるのは「重油規格」と、「揮発油生産業者」と読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行なうべき者に準用する。この場合において、第十七条の五第一項中「消費者」とあるのは、「使用者」と読み替えるものとする。

5 重油生産業者、重油輸入業者又は重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者(以下「重油生産業者等」という。)は、重油販売業者(当該重油生産業者等の販売した重油を前条第二項の経済産業省令で定める船舶等の燃料として販売する場合に限る。)から当該重油中の硫黄の濃度その他経済産業省令で定める事項を記載した書面の交付を求められたときは、經

濟産業省令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による書面の交付に準用する。この場合において、同条第三項中「重油の使用者」とあるのは、「重油販売業者」と読み替えるものとする。

第十九条第二項中「灯油生産業者」を「灯油生産業者、重油生産業者」に、「又は第十七条の十二第三項」を「第十七条の十第三項又は第十七条の十二第三項」に、「又は第十七条の十第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に、「又は消費した」を「消費又は使用した」に改める。

第二十六条中「又は第十七条の九第二項」を「若しくは第十七条の九第二項」に、「第十七条の十五第三項」を「第十七条の十七第三項」に改め、同条第三項中「及び灯油輸入業者」を「灯油輸入業者及び重油輸入業者」に、「又は灯油」を「灯油又は重油」に改め、同条第五項中「又は灯油」を「灯油又は重油」に改め、「又は灯油」を「灯油又は重油」に改める。

第二十条第一項中「灯油販売業者」の下に「重油販売業者」を、「灯油生産業者」の下に「重油生産業者」を、「灯油輸入業者」の下に「重油輸入業者」を、「又は第十七条の十第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に改め、同条第二項若しくは第十七条の十二第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

### 三 第十七条の十一第二項前段の規定に違反

第一項」を「第十七条の十第一項若しくは第十七条の十二第一項」に、「又は第十七条の十第二項」を「第十七条の十第二項若しくは第十七条の十二第二項」に、「又は第十七条の十第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に、「又は消費した」を「消費又は使用した」に改める。

第二十九条第一号中「第十七条の十八」を「第十七条の二十一」に改め、同条第三号中「第十七条の十六の二第一項」を「第十七条の十九第一項」に改める。

別表中「第十七条の十一、第十七条の十三」を「第十七条の十三、第十七条の十五」に改め、同表に次のように加える。

五 第十七条の十二第三項において準用する第十七条の十二第三項に改め、同条第二項中「灯油販売業者」の下に「重油販売業者」を、「灯油生産業者」の下に「重油生産業者」を、「灯油輸入業者」を、「又は第十七条の十第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に改め、同条第二項若しくは第十七条の十二第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

五 重油生産業者、重油輸入業者又は第十七条の十二第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行なうべき者の委託に係る重油の分析

イ 燃焼管式空気法試験器
ロ 放射線式励起法分析計
ハ ボンベ式質量法試験器

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又は第十七条の九第一項」を「第十七条の九第一項又は第十七条の十一第一項」に改め、同条第二号中「又は第十七条の十第一項」に改め、同条第二号中「生ずる日」を「生

じた日(平成十五年九月二十七日。以下この条及び次条において単に「発効日」という。)に、「船舶又は海洋施設を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第一条の

して書面を交付せず、若しくは試料を提出せず、又は同項前段に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 四 第十七条の十一第二項後段の規定に違反

書面の写しを保存しなかつた者

して書面の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 五 第十七条の十二第五項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 六 第十七条の十二第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 七 第十七条の十一第一項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 八 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 九 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 十 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 十一 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 十二 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 十三 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

### 十四 第十七条の十一第二項の規定に違反

書面を記載せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者



官報(号外)

型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるときは、自ら小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないものとする。

4 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機相当確認等事務に関する規程(以下「小型船舶用原動機相当確認等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機相当確認等事務規程が小型船舶用原動機相当確認等事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

6 小型船舶用原動機相当確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

7 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう場合において、小型船舶用原動機からの空素酸化物の放出量が相当放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び相当手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機相当確認等業務員に行わせなければならない。

8 小型船舶用原動機相当確認等業務員は、相当確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する規定で定める要件を備える

9 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機相当確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機相当確認等業務員の解任を命ずることができる。

10 國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機相当確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機相当確認等業務員の解任を命ずることができる。

11 前項の規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機相当確認等業務員又は新海洋汚染等防止法第十九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

12 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、相当確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

13 機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう場合における前条(第五項から第七項までを除く。)の規定の適用については、同条第一項から第四項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「小型船舶検査機構」と、同条第四項中「国に納付」とあるのは「小型船舶検査機構に納付」とし、この場合における同項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

14 國土交通大臣は、第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

15 國土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行つている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

16 國土交通大臣が第十四項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行つている場合における小型船舶用原動機相当確認等事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

17 偽りその他不正の行為により機構から相当原動機証書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

19 第四項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第五条 機構は、施行日前においても、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の二十七に規定する業務のほか、小型船舶用原動機相当確認等事務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務が行われる場合には、船舶安全法第二十五条の二十第二項中「この法律若しくは小型船舶登録法」とあるのは「この法律、小型船舶登録法若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、「規程若しくは小型船舶登録法」とあるのは「規程、小型船舶登録測度事務規程」とあるのは「登録測度事務規程若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の三十及び第二十五条の四十第一項中「又は小型船舶登録法」とあるのは「小型船舶登録法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の四十五第三号中「に規定する」とあるのは「及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の四十五第三号中「に規定する」とあるのは「及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する」とす。

第六条 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を附則第三条第一項の国土交通省令で定める船舶に設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交

付に関する事務（以下「相当確認等事務」という。）を行ふ者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者（以下この条において「船級協会」という。）が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された書面は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十）第六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八条第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一に掲げる機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

4 日本の船級協会の役員又は職員が、第二項の相当確認、相当手引書の承認又は書面の交付に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは

約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

5 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

6 第四項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

8 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 偽りその他不正の行為により船級協会から相当原動機証書に相当する書面の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

10 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關し、第九項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して、各項の罰金刑を科する。

13 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

14 船級協会は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項に規定する登録を受けたものとみなす。

第七条 新海洋汚染等防止法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

一 國際航海に從事する船舶 平成十二年一月一日

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書  
一月一日  
が効力を生ずる日

二 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的經濟水域をいう。）のみを航行する船舶 第二議定書が効力を生ずる日

第九条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の

第十一条 施行日前に建造され又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、施行日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。)が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項本文、第十九条の四十一第一項(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)並びに第十九条の四十第一項及び第二項(大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

2 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。)が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日以後初めて」とする。

第十二条 國土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備(新海洋汚染等防止法第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項において準用する船舶安全法第六条第三項の規定は、第一項の検査又は同項若しくは前項の検査について準用する。

4 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登録、

項目の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ改訂後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同項中「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律附則第十二条第四項において準用する法律附則第十二条第一項」と、「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律第一条ノ規定ニ依ル改訂後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若しくは第四項の規定により交付された合格證明書若しくは付された証印は、施行日において、新海洋汚染等防止法の相当する規定により受けた型式承認又は交付された合格證明書若しくは付された証印とみなす。

6 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 偽りその他不正の行為により第三項において準用する船舶安全法第九条第三項又は第四項の合格證明書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部は備え付け若しくは保存している焼却設備検査証、焼却記録簿、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律附則第十二条第四項において準用する法律附則第十二条第一項」と、同法第六条ノ四第一項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ改訂後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同項中「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律附則第十二条第四項において準用する法律附則第十二条第一項」と、「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改訂する法律第一条ノ規定ニ依ル改訂後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。

9 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者の罰するほか、その法人又は人に對して、各項の罰金刑を科する。

11 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

12 登録検定機関は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受けたものとみなす。

13 第十三条 この法律の施行の際現に交付され、又は備え付け若しくは保存している焼却設備検査証、焼却記録簿、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関(外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。







官 報 (号外)

「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に改める。

第十一條の見出しを「タンカー・油濁損害賠償請求事件の管轄」に改め、同条中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改める。

第十二条第一項中「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に改め、同条第二項中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償法」に、「一に」を「いすれかに」に改める。

「第三章 油濁損害賠償保障契約」を第三章  
「油濁損害賠償保障契約」に改める。

第十三条第一項中「船舶」を「タンカー」に、「油濁損害賠償契約」を「タンカー・油濁損害賠償保障契約」に改め、「以下」の下に「この章において單に」を加え、同条第二項中「船舶」を「タンカー」に、「油濁損害」を「入港をし」に、「港を出港し」を「港から出港をし」に改める。

第十四条第一項中「船舶」を「タンカー」に、「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に、「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に改め、同条第二項中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に、「船舶」を「タンカー」に、「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に改め、同条第二項中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改める。

同条第三項中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に、「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に、「船舶」を「タンカー」に、「油濁損害」を「タンカー」と改める。

第二十一条中「船舶」を「タンカー」に改める。

第二十二条中「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に改める。

第二十四条第一項中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改める。

第二十六条第一項中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「船舶」を「タンカー」に改める。

第二十九条第一項中「船舶」を「タンカー」に改める。

第三十条の二 被害者は、追加基金議定書で定め

第四章の次に次の「第一章」を加える。

第四章の二 追加基金

(追加基金に対する被害者の補償の請求)

第三十条の二 被害者は、追加基金議定書で定め

第三十一条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けることができなかつた

第三十二条の二 被害者は、追加基金議定書で定め

第三十三条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けることができなかつた

第三十四条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第三十五条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第三十六条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第三十七条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第三十八条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第三十九条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第四十条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第四十一条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

第四十二条の二 これにより、追加基金に対し、賠償及び国際基金からの補償を受けことができなかつた

項」と読み替えるものとする。

第三十一条中「油濁損害」を「タンカー・油濁損害」に改める。

第三十六条の見出し及び同条第一項中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改める。

第三十七条第一項中「次条」を「第三十八条」に改め、同条の次に次の「一条」を加える。

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。

この場合において、第三十五条中「前条第三項」とあるのは「第三十七条の二において準用する前条第三項」と、前条第一項中「第二十五条」と、前条第一項中「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

第三十八条の表以外の部分中「規定による」の下に「タンカー・油濁損害に係る」を加え、同条の表第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項の項下欄、同表第十八条の項下欄、同表第三十条第二項の項下欄並びに同表第

四十八条第二項の項中欄及び下欄中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改め、同表第十七条第一項の項下欄中「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改め、同表第二十八条第一項の項下欄中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

第四十七条第一項中「一に」を「いすれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十三

条第一項」の下に「又は第三十九条の四第一項」を加え、同条第二号中「第十三第二項」の下に「又は第三十九条の四第二項」を加え、同条第三号中「保障契約證明書」を「第十七条第一項(第三十九条の六において準用する場合を含む。)に規定する書面」に改め、同条の次に次の「一条」を加える。

第七章を第九章とする。

第四十条第一項中「制限債権者」を「タンカー・油濁損害に係る制限債権者」に改める。

第四十一条第一項中「その制限債権者」を「タン

カー・油濁損害に係る制限債権者」に、「船舶所有者」を「タンカー・所有者」に改め、同条の次に次の「一条」を加える。

五 第四十二条の二 第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同条第一号中「第十九条」の下に「(第三十九条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二

号中「第二十条第一項」の下に「又は第三十九条の七第一項」を加え、同条第三号中「第二十条第二号」の下に「又は第三十九条の七第二項」を加え、同条第五号中「提示を拒み、又は妨げた者」を「報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に改め、同

号同条第八号とし、同条第四号の次に次の「三号」を加える。

同条第五号中「提示を拒み、又は妨げた者」を「報告をせず、又は虚偽の通報をした者(当該特定船舶が号同条第八号とし、同条第四号の次に次の「三号」を加える。

五 第四十二条の二 第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

六 第四十二条の二 第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者(当該特定船舶が入港をした場合に限る。)

七 第四十二条の二 第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

八 第四十二条の二 第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

九 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第四十二条の二 第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

十一 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十四 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十五 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十六 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十七 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十八 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十九 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十一 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十二 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十三 第四十二条の二 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者



官 報 (号 外)

(昭和二十五年法律第二百一十八号)その他法令の規定により当該一般船舶の撤去その他の措置を履行する責めに任ずるときに於いて、当該措置に要する費用の支払により当該一般船舶所有者等に生ずる損害の額は、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害(同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。)をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該一般船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額(以下この条において「責任限度額」という。)に満たないものであつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、その航行に際し燃料油を用いることを要しない一般船舶に係る保障契約は、第一項第二号に掲げる損害をてん補する保険契約又はその費用の支払を他の措置に要する費用の支払が担保されている

類が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

(準用)

第三十九条の六 第十七条から第十九条までの規定は、一般船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「一般船舶」と、第十八条第一項中「次条」とあるのは「第三十九条の六において準用する次条」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

(保障契約証明書に相当する書面の備置き)

第三十九条の七 日本国籍を有する一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、当該保障契約が一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するため必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他の書面をもつて前二項に規定する保障契約証明書に相当する書面に代えることができる。

(適用除外)  
第三十九条の八 この章の規定は、外国が所有する一般船舶については、適用しない。

附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定中第五章に係る部分、第二条第二号の次に一号を加える改正規定、同条第十号の次に一号を加える改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定、第三十七条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書(同条第二項において「追加基金議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日

一 附則第四条及び第十二条の規定 平成十六年十二月一日

(経過措置)  
第二条 この法律による改正後の船舶油濁損害賠償保障法(次条を除き、以下「新法」という。)第六章の規定は、一般船舶油濁損害の原因となつた最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁損害については、適用しない。

一 新法第三十九条の四第一項、第三十九条の七第一項及び第四十一条の二の規定は、この法律の施行の際現に国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海をいう。)に從事している日本国籍を有する一般船舶(総トン数が百トン以上のものに限る。以下同じ。)については、施行日以後初めて

い。本邦内の港に入港をするときまでは、適用しない。

第三条 タンカー油濁損害の原因となつた最初の事実が附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に生じた場合における当該タンカー油濁損害については、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の油濁損害賠償保障法(以下この条において「新法」という)第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、追加基金議定書第十八条第四項に規定するいずれか早い日までの間は、新法第三十条の三において読み替えて準用する新法第三十条の規定にかかわらず、追加基金議定書第十二条、第十二条第一項及び第十八条の規定により、追加基金議定書第十条の年次拠出金を追加基金(追加基金議定書第二条第一項に規定する二千三百年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金をいう)に納付しなければならない。

第四条 国土交通大臣は、施行日前においても、新法第三十九条の六において準用する新法第七条の規定の例により、一般船舶について一般船舶油濁損害賠償等保障契約が締結されていることを証する書面(以下この条において「一般船舶保障証明書」という)を交付することができる。

書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、新法第三十九条の六において読み替えて準用する新法第十七条第一項に規定する書面とみなす。

## 3 一般船舶保障証明書の様式並びに交付及び再

交付その他一般船舶保障証明書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 4 一般船舶保障証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

5 偽りその他不正の手段により一般船舶保障証明書の交付又は再交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 6 第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用(罰則に関する経過措置)

(政令への委任) 第七条 次に掲げる法律の規定中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改めること。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

## (地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

## 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十四条の十三第一項第四号

## 二 国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)第十九条第一項第四号

## 三 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)別表第一十七の項

## 四 破産法(平成十六年法律第一号)第二十

## (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

## 第八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に、「油濁損害の」を「タンカー油濁損害の」に改める。

第四十二条の二十七第二項第一号中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

平成十六年四月十三日

参議院議長 倉田 寛之殿 文教科学委員長 北岡 秀二

(調整規定)

## 第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定の適用については、同条(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第十一条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

第十四条第一項中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に、「油濁損害に」を「タンカー油濁損害に」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「油濁損害賠償保障契約及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び」に改めること。

第十九条第一項中「油濁損害賠償保障契約及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び」に改めること。

第二十条 国土交通省設置法の一部を改正する。

第二十一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成十六年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

## 審査報告書

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月十三日

参議院議長 倉田 寛之殿 文教科学委員長 北岡 秀二

(要領書)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、放射性同位元素の規制に係る国際標準値の導入等に対応し、安全性の高い放射性同位元素装備機器の使用等の規制、販売及び賃貸の業の規制、施設検査及び定期検査の規制等を合理化するとともに、定期確認制度、廃棄物の埋設確認制度及び放射線取扱主任者の定期講習制度を創設し、併せて登録認証機関等の規定を整備する等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

三、放射性同位元素に係る国際標準値の導入に伴い、これまで規制対象外であった機器等が新たに規制対象となることになんがみ、事業者等が本法の内容を適確に理解できるよう、分かりやすく形で広く周知すること。

四、放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器等に係る事故回収等に関する事業者の国への報告及び記録の作成・保存については、遺漏のないよう万全を期するとともに、報告された内容について、国は安全上の影響度等を公平・適切に評価し、安全確保の観点からその周知に努めること。

五、登録認証機関等に対しては、業務の実施状況及び財務の状況について定期的に総点検を行うなど、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。

六、最終処分事業については、高い公益性を有しきつ埋設施設の管理等が長期的に実施されることにかんがみ、同事業が将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、事業の許可や事業開始後の安全確認には万全を期するとともに、情報提供を積極的に行うなど、立地地域との信頼関係の確立に努めること。

七、今後の廃棄物処理処分技術の更なる向上のため、処理処分方法に関する研究開発を積極的に進めること。

八、医療分野における放射性同位元素等に係る二重規制については、関係府省は相互に連携を取りつつ、過剰照射対策など安全の確保を大前提に、その改善に取り組むこと。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の許可(第三条—第十二条)」を「第二章 使用の許可及び届出 販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可(第三条—第十二条)」、「第二章の二 表示付認証機器等(第十二条の七)」を「第二章の二 放射線障害防止機構に係る設計の承認等(第十二条の二—第十二条の七)」に、「第三章 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者等の義務(第十二条の八—第三十三条)」を「第三章 許可届出使用者、届出販売業者、許可廃棄業者等の義務(第十二条の八—第三十三条)」に、「第五章 指定機関等(第三十九条—第四十一条の二十)」を「第五章 登録認証機関等(第三十九条—第四十一条の三十八)」に、「第六十条」を「第六十一条」に、「第六十五条」を「第六十二条—第六十六条」に改める。

第二条第三項中「政令で定めるもの」を削る。

「第二章 使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の許可」を「第二章 使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に応じて政令で定める数量を超えるも

の又は放射線発生装置の使用(製造(放射性同位元素を製造する場合に限る)、詰替え(放射性同位元素の詰替えをする場合に限り、廃棄のための詰替えを除く)及び装備(放射性同位元素装備機器に放射性同位元素を装備する場合に限りする。)を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器(以下この項、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。)の使用をする者(当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件(次条において「認証条件」という。)に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。)及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器(次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。)の使用をする者については、この限りでない。

第三条第一項中「前項」を「前項本文」に改め、同項第二号中「放射性同位元素の種類」の下に「密封の有無」を加え、同項第五号中「を使用し、又は設置する」を「の使用をする」に改める。

第三条の二第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の放射性同位元素以外の放射性同位元素の使用をしようとする者は、政令で定めることにより、あらかじめ、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者(第二十四条及び第三十二条において「表示付認証機器使用者」という。)は、政令で定めることにより、当該表示付認証機器の使用の開始の日から三十日以内に、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 表示付認証機器の第十二条の六に規定する表示付認証機器の使用をする者(当該表示付認証機器に係る認証条件に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。)及び表示付特定認証機器の使用をする者については、この限りでない。

第三条の二第一項及び第二項を次のように改める。

前項の届出をした者(以下「表示付認証機器届出使用者」という。)は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第四条の二第二項に次の一号を加える。

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の埋設の方法による最終的な処分(以下「廃棄物埋設」という。)を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の性状及び量  
ロ 放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のため講ずる措置

第五条中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改める。

第六条中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に改める。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第八条第一項中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改める。

第九条第一項中「第三条第一項、第四条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、同条第二項中「第三条第一項本文」に改め、同項第四号中「放射性同位元素の種類」の下に「密封の有無」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 廃棄物埋設に係る許可証にあつては、埋設

を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の量

第九条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十一条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に改め、同条第六項中「政令で定める数量以下の密封された放射性同位元素」を「使用の目的、密封の有無等に応じて政令で定める数量以下の放射性同位元素又は政令で定める放射線発生装置」に、「使用する」を「使用をする」に改める。

第十二条第一項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条第二項中「廃棄業者」を「許可廃

棄業者」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同条第三項中「第七条の二」を「第七条」に改め、同条第四項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条を第十二条とする。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二 表示付認証機器等

### (放射性同位元素装備機器の設計認証等)

第十二条の二 放射性同位元素装備機器(次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)を製造し、又は輸入しようとする者は、政

令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に

関する条件(運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。以下この章において同じ。)について、文部

科学大臣(その種類に応じ政令で定める数量以下の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器その他政令で定める放射性同位元素装

備機器にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)又は文部科

学大臣の認証(以下「設計認証」という。)を受け

2 その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれがある極めて少ない

ものとして政令で定める放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件(年間使用時間に係るものと除く。)について、文部科学大臣又は登録認証機関の認証(以下「特定設計認証」という。)を受けることができる。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二 表示付認証機器等

### (設計認証又は特定設計認証を受けることとする者)

第三 設計認証又は特定設計認証を受ける者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣又は登録認証機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素装備機器の名称及び用途

三 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量

4 前項の申請書には、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件(特定設計認証の申請にあつては、年間使用時間に係るものと除く。次条第一項及び第十二条の六において同じ。)を記載し

た書面、放射性同位元素装備機器の構造図その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

### (認証の基準)

第十二条の三 文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があつた場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ文

部科学省令で定める放射線に係る安全性の確保

2 その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれがある極めて少ない

ための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

2 文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証のための審査に当たり、必要があると認めるときは、文部科学省令で定める実施に係る体制について実地の調査を行ふものとする。

第十二条の四 設計認証又は特定設計認証を受けた者(以下「認証機器製造者等」という。)は、当該設計認証又は特定設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにならなければならない。

2 認証機器製造者等は、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備機器について検査を行い、文部科学省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

### (認証機器の表示等)

第十二条の五 認証機器製造者等は、前条第二項の規定による検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器(以下この条において「認証機器」とい

う。)又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器(以下この条において「特定認証機器」という。)に、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ認証機器又は特



官 報 (号 外)

三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等使用者」という。）に改め、「次項」の下に「次条」を加え、「販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「及び許可廃棄業者（第三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等廃棄業者」という。）を含む。」までの一に該当するものを「許可届出使用者（第三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等使用者」という。）」に改め。

同項、次条から第十九条の一まで及び第三十条の二において同じ。」に改め、同条第二項中「使用者者、販売業者、貸貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者又は許可廃棄業者」に改め、同条に次の一項を加える。

第十七条を第十六条とする。

**第十八条第一項中「使用者」を「許可届出使用者」**

に改め、「販売業者、賃貸業者」を削り、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、「機器設置施

設」及び「販売業者及び賃貸業者にあつては詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売所又は賃貸事業所」を削り、同条第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者又は許可廃棄業者」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条の二第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に、「次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」を「以下「許可届出使用者等」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第二

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

項目中「使用者等」を「許可届出使用者等」に、「文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は国土交通大臣の確認」を「鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置(運搬する物についての措置を除く。)」にあつ

等といふ。)を廃棄しようとする者(許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。)は、許可届出使用者(許可取消等使用者を除く。)又は許可廃棄業者(許可取消等廃棄業者を除く。)に委託しなければならない。

「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改め、同条第二項及び第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改める。

受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣（以下「運搬」という。）に改め、同条第三項中「使用者物確認」という。）

等」を「許可届出使用者等」に、「使用する」を「使  
う」に改め、「(第四十一条の十において)承認容

「使用者等」を「許可届出使用者等」に改め、同条を第十八条とする。

第十九条の見出しを「(廃棄の基準等)」に改め、

同条中「使用者、販売業者、賃貸業者」を「許可届出使用者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改

め、同条に次の二項を加える。

物の廃棄については、許可届出使用者（許可取扱業者）による許可廃棄業者（二回

5 前項に定めるもののほか、表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器」といふ。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業者を除く。）に委託しなければならぬ。

「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改め、同条第二項及び第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者」に、「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改める。

第二十二条中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改め、「詰替施設」及び「機器設置施設（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。）」を削り、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改める。

業者」に改め、「詰替施設」及び「機器設置施設」を削り、同条第二項中「使用者、販売業者、賃

「貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者及び許可廃棄業者」に改める。

第二十四条中「使用者 販売業者 貸貸業者 及  
び廃棄業者」を「許可届出使用者(表示付認証機器

使用者を含む。）、届出販売業者、届出貸貸業者及び許可廃棄業者（以下、「一括登録」、「一括登録業者」といふ）。

「使用者」を「販売業者」に改め、「販売業者」を「使用者」に改めたものである。

者」を「届出販売業者及び届出賃貸業者」に改め、

同条第三項中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(表示付認証機器等の使用等に係る特例)





官 報 (号 外)

同位元素を、輸出し、許可届出使用者、他の  
届出販売業者、届出質貸業者若しくは許可廃  
棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は  
譲り受け、若しくは借り受ける場合

同位元素を、輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、他の届出販賣業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は

繕り受け  
若しくは借り受けた場合

五 表示付認証機器等について認証条件に従つた使用、保管又は運搬をする場合  
第三十条第二号の次に次の一号を加える。  
三 届出販売業者又は届出貸貸業者がその届け

条第七号とし、同条第四号中「販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「又は許可廃棄業者」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「廃棄業者」を「許可廃棄業者」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

い、当該各号に定める「に、使用するとき」を「用をするとき」に改め、同項に次の各号を加える。

3 第二種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録試験機関の行う第二種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第二種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

第三十五条第六項を次のように改める。

三の地の実施用、資格講習の受講手続その他

その他の実施細目 資格試験の受講三種目の実施細目、放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返内に関する手続等の也放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返内に関する手続等の也

交付及び返納に関する手続その他方の取扱い  
任者免状に關し必要な事項は、文部科学省令で

但書類の間には重複する事が多い。一冊の本を複数の文書に定める。

第三十五条中第六項を第九項とし、第五項を第

六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射

線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）

は、放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱

いに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかを審査する。

かを判定することを目的とし、別表第一の「機  
器」欄に記載する試験の種類ごとに、同表の下欄に掲げる

は扱うる話題の種類に応じ同義の一  
課目に分けて行う。

第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線

取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講

習(以下「資格講習」と総称する。)は、別表第一

の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下

欄に掲げる課目について行う。

第三十五条第四項中「一に」を「いずれかに」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次

第三重攻討泉攻殿主任者免狀は、文部科学士の  
一項を加える。

第三種放身綱取扱主任者免狀

三五

臣又は登録資格講習機関の行う第三種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

第三十六条第二項中「詰替施設」及び「機器設置施設」を削り、「放射線障害予防規定」を「放射線障害予防規程」に改め、同条第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(定期講習)

第三十六条の二 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者

科学省令で定めるものは、放射線取扱主任者に、文部科学省令で定める期間ごとに、文部科学大臣の登録を受けた者(以下「登録定期講習機関」という。)が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るために講習(以下「定期講習」といいう。)を受けさせなければならない。

2 定期講習は、別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行つ。

3 前項に定めるもののほか、定期講習の受講手続その他の実施細目は、文部科学省令で定めること。

第三十七条第一項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に、「を使

用し、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをし」を「の使用をし」に改め、同条第三項中「使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者」に改める。

第三十八条中「基く」を「基づく」に、「使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者」を「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者」に改める。

第三十九条 第十二条の二第一項の登録は、設計認証等に関する業務(以下「設計認証業務」といいう。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録認証機関の登録)  
第五章 登録認証機関等

第四十条 文部科学大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次条において「登録申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとときは、登録をしてはならない。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者  
ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める利害関係者の役員又は職員(過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 二 第四十二条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しなかつた者(以下「登録の要件等」といふ)

イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者

口 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第四に掲げる者(以下「利害関係者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないことを。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、利害関係者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ハ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)が、利害関係者の役員又は職員(過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、利害関係者の役員又は職員(過去二年間に当該利害関係者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

官報(号外)

<p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容</p> <p>四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。</p> <p>(設計認証等のための審査の義務等)</p> <p>第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。</p> <p>2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>(設計認証業務規程)</p> <p>第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」とい</p>	
<p>う。）を定め、設計認証業務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の文部科学省令で定める事項を定めておかなければならぬ。</p> <p>3 文部科学大臣は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>(業務の休廃止)</p> <p>第四十一条の六 登録認証機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p> <p>第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合において同じ。）の作成がされ、該当する当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内</p>	
<p>は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をする場合には、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならぬ。</p> <p>2 前号の書面の原本又は抄本の請求</p> <p>3 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は臘写の請求</p> <p>3 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて文部科学省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>(設計認証員等)</p> <p>第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、文部科学大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 文部科学大臣は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に關し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。</p>	
<p>3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。</p> <p>2 設計認証業務に從事する登録認証機関又はその職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>2 設計認証業務に從事する登録認証機関又はその職員は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しないとしたとき、その登録認証機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第四十一条の十 文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しないとしたとき、その登録認証機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 設計認証業務に從事する登録認証機関又はその職員は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しないとしたとき、その登録認証機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第四十一条の十一 文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に對し、同条の規定に従つて設計認証業務を行ふべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 設計認証業務に從事する登録認証機関又はその職員は、登録認証機関が第四十一条の三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に對し、同条の規定に従つて設計認証業務を行ふべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十一条の十二 文部科学大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>1 第四十一条第一号又は第三号に該当するに至る。</p> <p>2 第四十一条第一号又は第三号に該当するに至る。</p> <p>3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。</p>	<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第四十一条の九 登録認証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（設計認証員を含む。同項において同じ。）又はこれらの人であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 設計認証業務に從事する登録認証機関又はその職員は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しないとしたとき、その登録認証機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 設計認証業務に從事する登録認証機関又はその職員は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しないとしたとき、その登録認証機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>



認めの審査」とあるのは「運搬物確認」と、「主任設  
計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、「主任設  
計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、  
「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確  
認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは運  
搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とある  
のは「運搬物確認員等」と、第四十一条第一項第  
三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同  
条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは  
「登録運搬物確認機関登録簿」と、第四十一条の  
三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基  
準に適合する方法その他の文部科学省令で定める  
方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」  
と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な  
技術的読替えは、政令で定める。

項第三二号中「別表第四」とあるのは「別表第七」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他の文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体又は特別の法律によつて設立された法人の研究機関において放射線に関する研究に従事したもの

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていること。

第四十一条の二十七 登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関するることを含む。）に関する文書の作成その他の文部科学省令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならぬ。

登録試験機関は、第三十五条第九項の試験の実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

第四十一条の二十八 第四十一条、第四十一条第二

項、第四十一条の二及び第四十一条の四から第四十二条までの規定は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録について準用される。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「試験業務」と、「登録認証業務」とあるのは「登録試験業務」として解釈される。

**機関**とあるのは「登録試験機関」と「設置認証機関」と、業務規程とあるのは「試験業務規程」と、「設置認証等のための審査」とあるのは「試験」と、等四十一條第一項中「登録認証機関登録簿」とある。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

くは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

□ に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 債務超過の状態ないこと。

(資格講習の実施に係る義務)

第四十一条の三十一 登録資格講習機関は、第三

十五条第九項の資格講習の実施細目に従い、公正に資格講習を実施しなければならない。

(準用)

第四十一条の三十二 第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第四十一条の四から第

四十一条の十四までの規定は、第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「資格講習業務」と、登録認証機関」とあるのは「登録資格講習機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「資格講習業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「資格講習」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録資格講習機関登録簿」と、第四十一条の八の見出し並びに同条第二項及び第三項中「設計認証員等」とあるのは「資格講習」と、第四十一条の九第一項中「設計認証員」とあり、同条第一項中「設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)」とあり、並びに第四十一条の九第一項中「設計認証員」とあるのは「講師」と、第四十一条の十中「第四十一

条第一項各号のいづれか」とあるのは「第四十一

条三十名号のいづれか」と、第四十一条の十中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条

の三十一」と読み替えるほか、これらの規定に

関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録定期講習機関の登録)

第四十一条の三十三 第三十六条の二第一項の登録は、定期講習の実施に関する業務(以下「定期講習業務」という。)を行おうとする者(次条において「登録申請者」という。)の申請により行う。

(登録申請者の要件等)

第四十一条の二十四 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部

科学省令で定める。

一 別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類のいずれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる課目について、定期講習を行うこと。

二 次に掲げる条件のいづれかに適合する知識

経験を有する講師が定期講習を行うこと。  
イ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者は、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

□ 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 債務超過の状態ないこと。

(定期講習の実施に係る義務)

第四十一条の三十五 登録定期講習機関は、第三

十六条の二第三項の実施細目に従い、公正に定期講習を実施しなければならない。

(定期講習業務規程)

第四十一条の三十六 登録定期講習機関は、定期講習業務に関する規程(次項において「定期講習業務規程」という。)を定め、定期講習業務の開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四十二条第一項中「第十八条の二第一項」を「第十八条第一項」に、「第十八条の二第六項」を「第十八条第六項」に、「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者を含む」、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改め、同

条第二項を次のよう改める。

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣については登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

第四十三条の二第一項中「第十八条の二第一項」を「第十八条第一項」に、「第十八条の二第六項」を「第十八条第六項」に、「使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者」を「許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者」に改める。

第四十三条の三第一項を次のように改める。

文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学

一条の三」とあるのは「第四十一条の三十五」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは「第四十一条の三十七」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一条の三」とあるのは「第四十一条の三十五」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは「第四十一条の三十七」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一条の三」とあるのは「第四十一条の三十五」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは「第四十一条の三十七」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。



め、同条第四項中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第五十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に、「を使用した」を「の使用をした」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「販売、賃貸」を削り、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 第二十六条の四第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条第三号中「第四条第二項第二号から第六号まで」を「第四条の二第二項第二号から第七号まで」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第十二条の七第二項の規定による命令に違反した者

第五十三条第五号中「第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項に改め、同条中第六号を第七号とし、同条第五号の二中「第五十三条の四」を「第五十三条の三」に改め、同号を同条第六号とする。

第五十三条第五号中「第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項に改め、同条中第六号を第七号とし、同条第五号の二中「第五十三条の四」を「第五十三条の三」に改め、同号を同条第六号とする。

第五十四条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条中第六号を第十号とし、同条第五号中「使用」の下に「又は販売若しくは賃貸」を加え、同号を同条第十号とし、同条第四号の三中「第十九条の二」を「第十九条の二第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号を加える。

第五十五条中「第三条の二第一項」を「第三条の二第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に、「を使用した」を「の使用をした」に改め、同号の次に次に次の一号を加える。

九 第十九条の二第二項の規定による埋設確認を受けないで廃棄物埋設をした者

第五十五条中「第三条の二第一項」を「第十八条第二項第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」又は第二十五条の二第三項において準用する場合を含む。」に、「第十八条第二項第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項」を「第十八条第四項(第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号を同条第十号とする。

九 第十九条の二第二項の規定による埋設確認を受けないで廃棄物埋設をした者

第五十五条中「第三条の二第一項」を「第十八条第二項第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」又は第二十五条の二第三項において準用する場合を含む。」に、「第十八条第二項第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項」を「第十八条第四項(第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号を同条第十号とする。

二 第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十二条の五第二項若しくは第三項、第十

三条、第十五条第一項、第十六条第一項若し

くは第三項、第十七条第一項、第十八条第一

項(第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第七

項、第十九条第一項、第二項、第四項若しく

は第五項又は第二十五条の二第三項において

準用する同条第二項の規定により読み替えて

適用する第十八条第一項の規定に違反した者

三、妨げ、又は忌避した者

五 第十二条の四第二項の規定に違反して検査

記録を作成せず、若しくは虚偽の記録をし、

又は検査記録を保存しなかつた者

六 第十五条中第一号の二を第三号とし、第一号

の次に次の一号を加える。

二 第四条第二項の規定による届出をしないで

同項に規定する事項を変更した者

七 第十二条の十の規定による定期確認を拒

み、妨げ、又は忌避した者

八 第五十五条中第二号を第四号とし、同号の次に

次の一号を加える。

九 第五十五条中第二号を次のように改める。

二 第三条の三第一項の規定による届出をせ

ず、又は虚偽の届出をして表示付認証機器の

使用をした者

三 第四条第一項本文の規定による届出をせ

ず、又は虚偽の届出をして放射性同位元素を

業として販売し、又は賃貸した者

四 第四十二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けないで設

計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬

方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業

務、試験業務又は資格講習業務の全部を廃止

した者

五 第五十五条中「三十万円」に改め、同号の二

三号とし、第五号及び第六号を六号ずつ繰り下

げ、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「(第

二十五条の二第四項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)」を加え、同号を同条第十号と

する。

一 第四十一条の九第一項(第四十一条の十、第四十二条の二十二、第四十二条の二十四、

二 第四十一条の二十八、第四十二条の二十、第四十二条の二十二、第四十二条の二十四、第四十二条の三十一に改め、同号を同条第十号とする。

三 第五十五条中「三十万円」に改め、同号の二三号とし、第五号及び第六号を六号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「(第二十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第十号とする。

四 第五十五条中「三十万円」に改め、同号の二三号とし、第五号及び第六号を六号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「(第二十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第十号とする。



## 第一種放射線取扱主任者講習

- 一 放射線の基本的な安全管理に関する課目  
二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱いの実務に関する課目

- 三 使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理の実務に関する課目  
四 放射線の量の測定の実務に関する課目

## 第三種放射線取扱主任者講習

- 一 この法律に関する課目  
二 放射線及び放射性同位元素の概論  
三 放射線の人体に与える影響に関する課目  
四 放射線の基本的な安全管理に関する課目  
五 放射線の量の測定及びその実務に関する課目

別表第二(第三十六条の二、第四十一条の二十四関係)

定期講習の種類	課目
一 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	一 この法律に関する課目 二 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いに事故の事例に関する課目
二 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	三 使用施設等の安全管理に関する課目 四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目
三 使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理に関する課目	一 この法律に関する課目 二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱いに関する課目

別表第四(第四十一条関係)

- 一 許可届出使用者(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

- 二 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

- 三 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

- 四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目

- 一 この法律に関する課目  
二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱いに関する課目  
三 使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理に関する課目

別表第五(第四十一条の十六、第四十一条の十八関係)

- 一 特定許可使用者  
二 許可廃棄業者  
三 放射性同位元素の製造、販売若しくは賃貸又は使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)が受講する定期講習

掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第六(第四十一条の二十、第四十一条の二十一関係)

一 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

二 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

三 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

四 放射性同位元素の製造、販売又は賃貸を業に有する者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第七(第四十一条の二十四関係)

- 一 許可届出使用者(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習)

設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)

## 二 許可廃棄業者

三 廃棄物埋設の工事の請負を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十一条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、放射性同位元素及び放射線発生装置に係る規制の在り方について、その時点における科学的知識、この法律の施行状況等を勘案し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第三条

第一項の規定によりされている許可若しくは許可の申請又は密封された放射性同位元素に係る旧法第三条の二第一項の規定によりされている届出は、当該許可若しくは許可の申請又は届出

平成十六年四月十四日 参議院会議録第十五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

に係る使用的対象(当該使用の対象が放射性同位元素であるときは、その種類、密封の有無及び数量を含む。)に応じ、この法律による改正後に数量を定めた許可又は許可の申請(販売又は賃貸のための詰替えをする者に係るものに限る。)は、当該許可又は許可の申請に係る放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項本文の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は新法第三条の二第一項本文の規定によりされた届出とみなす。

2 前項の規定により新法第三条第一項本文の許可とみなされる旧法第三条の二第一項の届出をした者は、この法律の施行の日から三月以内に、新法第三条第二項第三号、第五号及び第七号に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条の二第一項の規定によりされた同項の表示付放射性同位元素装備機器に係る届出は、新法第三条の三第一項の規定によりされた届出とみなす。

2 前項の場合において、旧法第三条の二第一項の表示付放射性同位元素装備機器は、新法第十一条の五第二項の表示付認証機器とみなす。こ

の場合において、当該機器についての新法第十一条の六の認証条件は、文部科学大臣が定め

る。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定によりされている許可又は許可の申請は、新法第四条第一項本文の規定によりされた届出とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定によりされている許可又は許可の申請(販

売又は賃貸のための詰替えをする者に係るものに限る。)は、当該許可又は許可の申請に係る放

射性同位元素の種類、密封の有無及び数量(同

本法の規定によりされた許可若しくは許可の申

請又は新法第三条の二第一項本文の規定により

された届出とみなす。

3 前項の届出をせしめ、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六条 附則第三条又は前条の規定により新法第

三条第一項本文の許可を受けているものとみな

される者に対してこの法律の施行の際現に旧法

第九条第一項の規定により交付されている許可

証は、新法第九条第一項の規定により交付され

た許可証とみなす。

第七条 この法律の施行前にされた旧法第十二条

の八第一項若しくは第三項の検査、旧法第十二

条の九第一項若しくは第三項の検査又は旧法

十八条の二第二項の確認の申請であつて、この

法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなさ

れていないものについての処分については、な

お従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条の九第一項の指定、旧法第四十一条の十第一項

の指定、旧法第四十一条の十一第一項の指定、

旧法第四十一条の十一第一項の指定運搬方法確認機

関の行う旧法第十八条の二第二項の確認に係る

処分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求につ

いては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条の九第一項の指定、旧法第四十一条の十第一項の指定、旧法第四十一条の十一第一項の指定、

旧法第三十五条第二項の規定により交付を受けた第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の規定により交付を受けた第二種放射線取扱主任者免状、同条第三項の規定により交付を受けた第三種放射線取扱主任者免状とみなす。

第十二条 第二項の規定により交付を受けた第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の規定により交付を受けた第二種放射線取扱主任者免状、同条第三項の規定により交付を受けた第三種放射線取扱主任者免状とみなす。

旧法第四十一条の十二第一項の指定又は旧法第四十一条の十九第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ、新法第十二条の八第一項の登録、新法第十八条第二項の登録、運搬物確認機関に係る登録、同項の登録運搬方法確認機関に係る登録、新法第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録又は同項の登録資格講習機関に係る登録を受けているものとみなす。

第十一条 新法第十二条の二第一項の登録、新法第十二条の八第一項の登録、新法第十二条の十

の登録、新法第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録、同項の登録運搬物確認機関に係る登録、新法第十九条の二第二項の登録、新法第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録、同項の登録資格講習機関に係る登録を受けてようとする者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。新法第四十一条の第五第一項の規定による設計認証業務規程の認可、新法第三十六条の二第一項の登録を受けようとす

る同項の試験業務規程及び新法第四十一条の三十二において準用する同項の規定による資格講習業務規程の認可並びに新法第四十一条の三十六第一項の規定による定期講習業務規程の届出についても、同様とする。

第十二条 附則第三条から第六条まで、第八条及び第十条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、新法中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案）

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書  
中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十六年四月十三日

参議院議長 倉田 寛之殿 経済産業委員長 谷川 秀善

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画等を実施するため、中小企業金融公庫について中小企業信用保険業務の中小企業総合事業団からの移管及び一般の金融機関による中小企業者に対する長期資金の供給を支援するための業務の追加等を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構について織維関係業務の合理化等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成十六年度一般会計予算(経済産業省所管)に十億円、産業投資特別会計予算に三十億円がそれぞれ計上されている。

三、中小企業金融の円滑化を図るに当たつては、中小企業の実態に配慮し、セーフティネット制度の積極的な活用・充実など環境の整備に努めること。

さらに、中小企業金融公庫の業務について、職員の雇用の確保に配慮しつつ、組織及び事務・事業の一層の効率化を進め、経営合理化のための適切な対応に努めること。

四、織維産業対策について、今後五年間が織維関係基金を活用した最後の改革期間であることに十分留意の上、産業構造の抜本的かつ集中的改革を積極的に推進すること。

右決議する。

（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、証券化支援制度の運用に当たつては、中小企業者に対する無担保・第三者保証人不要の融資機会が拡大されるよう、支援対象とする債権等について適切な基準を定めるとともに、貸出債権の証券化市場の円滑な拡大に資するため、中

平成十六年四月一日

参議院議長 倉田 寛之殿 衆議院議長 河野 洋平



3 特定金融機関等は、他の法律の規定にかかる  
わらず、公庫が前二項の規定により委託した  
業務を受託することができる。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定するもの  
のほか、沖縄振興開発金融公庫に対し、前条  
第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに  
これらに附帯する業務の一部を委託すること  
ができる。

第二十二条中「(一)」の下に「、第十九条第一  
項に規定する業務に関し」を加え、同条に次  
の一項を加える。

2 公庫は、半期ごとに、第十九条第二項に規  
定する業務に関し、事業計画及び資金計画を  
作成し、並びに当該半期における第二十五条  
第五項の規定による短期借入金の借入れの最  
高額を定め、主務大臣の認可を受けなければ  
ならない。これを変更しようとするときも、  
同様とする。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十三条の二 公庫の経理については、次の  
各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ  
ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第一号及び第二号に掲げ  
る業務並びにこれらに附帯する業務  
二 第十九条第一項第三号、第六号及び第七  
号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業  
務

三 第十九条第一項第四号及び第五号に掲げ  
る業務並びにこれらに附帯する業務  
四 第十九条第二項に規定する業務

（基金）

第二十三条の三 公庫は、第十九条第一項第四  
号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附  
帯する業務に関して、債務保証業務基金を設  
け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中  
小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律  
(平成十六年法律第二号)附則第七条の規  
定により債務保証業務基金に組み入れられた  
金額及び第五条第二項後段の規定により政府  
が債務保証業務基金に充てるべきものとして  
示した金額の合計額に相当する金額をもつて  
これに充てるものとする。

2 公庫は、第十九条第二項第一号に掲げる業  
務及びこれに附帯する業務に関して、中小企  
業信用保険準備基金を設け、中小企業金融公  
庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構  
法の一部を改正する法律附則第二条の規定に  
よる改正後の中小企業総合事業団法及び機械  
類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十  
四年法律第百四十六号、以下「改正後の廃止  
法」という。)附則第二条第十八項第一号に係  
る部分に限る。)の規定により中小企業信用保  
険準備基金に充てるべきものとして政府から  
出資があつたものとされた金額及び第五条第  
二項後段の規定により政府が中小企業信用保  
険準備基金に充てるべきものとして示した金  
額の合計額に相当する金額をもつてこれに充  
てるものとする。

3 公庫は、第十九条第二項第二号に掲げる業  
務及びこれに附帯する業務に関して、融資基  
金を設け、改正後の廃止法附則第一条第十八  
項(第二号に係る部分に限る。)の規定により

融資基金に充てるべきものとして政府から出  
資があつたものとされた金額及び第五条第二  
項後段の規定により政府が融資基金に充てる  
べきものとして示した金額の合計額に相当す  
る金額をもつてこれに充てるものとする。

4 前項に規定する基金の経理に関しては、  
政令の定めるところによる。

第二十四条の見出しを「(利益及び損失の処理  
並びに国庫納付金)」に改め、同条第一項中「公  
庫は」の下に「、第二十三条の二第一号に掲げる  
業務に係る勘定において」を加え、「利益金」を  
「利益」に、「(一)」を「その額」に改め、同条第三

項中「の利益金の計算」を「から第三項まで、第  
六項及び第七項の損益計算」に、「同項」を「第一  
項、第五項及び第十項」に改め、同項を同条第  
十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項、  
第五項及び前項」に、「同項」を「当該各項」に改  
め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次  
に次の九項を加える。

2 公庫は、第二十三条の二第一号及び第三号  
に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、  
毎事業年度の損益計算上利益を生じたと  
きは、前事業年度から繰り越した損失をう  
め、なお残余があるときは、その残余の額の  
うち、主務省令で定める基準により計算した  
額を積立金として積み立てなければならない。  
ただし、次項の規定による前条第二項の規  
定に係る勘定(以下「信用保険等業務勘定」と  
いいう。)において、毎事業年度の損益計算上利  
益を生じたときは、その利益の百分の五十に  
相当する額を積立金として積み立てなければ  
ならない。ただし、次項の規定による前条第  
二項の中小企業信用保険準備基金(以下この  
条において「中小企業信用保険準備基金」とい  
う。)又は同条第三項の融資基金(以下この条  
において「融資基金」という。)の減額がなされ  
ているときは、その利益を改正後の廃止法附  
則第二条第十八項(第一号又は第二号に係る  
部分に限る。)の規定により中小企業信用保  
険準備基金又は融資基金に充てるべきものとし  
て政府から出資があつたものとされた金額及  
び第五条第二項後段の規定により政府が中小  
企業信用保険準備基金又は融資基金に充てる  
べきものとして示した金額の合計額に達する  
まで第二十三条の二第四号に掲げる業務の收  
支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融

資は、繰越欠損金として整理しなければなら  
ない。

4 前項の規定により損失をうめる場合を除い  
ては、第二項の積立金を取り崩してはなら  
ない。

5 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号  
に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、  
毎事業年度の損益計算上損失を生じたと  
きは、前項の規定による積立金を取り崩して  
なお不足があるときは、その不足額

は、繰越欠損金として整理しなければなら  
ない。

4 前項の規定により損失をうめる場合は、  
第二項の規定により損失をうめる場合を除い  
ては、第二項の積立金を取り崩してはなら  
ない。

5 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号  
に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、  
毎事業年度の損益計算上損失を生じたと  
きは、前項の規定による積立金を取り崩して  
なお不足があるときは、その不足額

官報(号外)

資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

7 公庫は、信用保険等業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。

8 第六項の規定による積立金は、前項の規定により信用保険等業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

9 第六項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第七項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

10 公庫は、信用保険等業務勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第六項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と信用保険等業務勘定に積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

第二十五条第一項中「受け」の下に「第十一条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため」を加え、「借入」を「借り入れ」に改め、同条第四項中「公庫は、」の下に「第十九条第一項に規定する業務に係る」を加え、「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のように書き加える。

ただし、第四項の規定による短期借入金について、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二十五条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十五条第四項の次に次の二項を加える。

5 公庫は、第十九条第二項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。ただし、短期借入金の現在額は、第五条に規定する資本金(前条の規定により公庫が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金)のうち信用保険等業務勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。

第二十五条の三の次に次の二条を加える。

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等)

第二十五条の四 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項に規定する業務を行つために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権及び社債(第十九条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第一項において「貸付債権等」といいう。)の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をする。

2 公庫は、前項第一号に規定する受益権の譲渡及び同項第二号に規定する貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第一号又は第二号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十五条の五 公庫は、前条第一項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他の回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 公庫は、特定金融機関等その他第二十条第一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

第二十七条第一項中「受託者」の下に「(主務省令で定める金融機関に限る。)」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「又は銀行に預け入れ」を「銀行に預け入れ、又は信託会社に預け入れ」を銀行に預け入れ、又は信託会社に預け入れること。



定する積立金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を第二十四条第六項に規定する積立金として整理するものとする。

22 公庫は、廃止時において附則第十四項に規定する繰越欠損金として整理されている金額がある場合において、当該繰越欠損金の金額が運営基金相当金額を超えるときは、その差額に相当する額については、信用保険等業務勘定において、機械保険経過業務勘定を廃止した日を含む事業年度の損益計算上生じた損失とみなして、第二十四条第七項の規定を適用する。

23 附則第七項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第二十一条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(附則第七項に規定する業務(以下「機械保険経過業務」という。)に係るものについては、経済産業大臣)」と、第二十二条第二項中「第十九条第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第二項に規定する業務及び機械保険経過業務」とあるのは「これに附帯する業務」とあるのは「これに附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、「区分された額」とあるのは「区分された額(機械保険経過業務に係るものについては、附則第八項に規定する機械保険経過業務の金額)」と、第三十条及び第三十一条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、第三十五条第一号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(附則第二十三項の規定により読み替えて適用され

る第二十一条第一項の場合にあつては、経済産業大臣」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに附則第七項」と、同条第五号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(附則第二十三条の規定により読み替えて適用される第二十一条第二項の場合にあつては、経済産業大臣)」とする。

#### (独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

**第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号、以下「機構法」という。)の一部を次のように改正する。**

第六条第一項中「第五条第六項及び第七項」を

「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企

業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成

十六年法律第  
号。以下「改正法」という。)

附則第三条第六項及び第七項」に改める。

附則第一条中「廃止法附則第三条に規定する法律の施行の日」を「平成十六年六月一日」に改める。

附則第三条第一項中「廃止法附則第五条第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

（平成十四年法律第百四十七号、以下「機構法」という。）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第五条第六項及び第七項」を

「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企

業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成

十六年法律第  
号。以下「改正法」という。)

附則第三条第六項及び第七項」に改める。

附則第一条中「廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法」に改める。

附則第八条第二項中「当分の間」を「この法律の施行の日から起算して六年を超えない範囲内

において政令で定める日までの間」に改める。

附則第十一条及び第十二条を次のように改め

る。

附則第十一条第一項の項中「同

項第五号の」を「同項第五号に掲げる」に改め

る。

附則第五条第一項第一号中「廃止法第二条の規定による改正前」を「改正法附則第八条の規定による廃止前に」、「改正前公团法」を「旧公团法」

法に、「第十九条第一項第三号」を「第十九条第一

項第三号」に改める。

一 一項第二号に、「同項第五号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「廃止法附則第三十八条」を「改正法附則第二十五条」に、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第一項第一号」に改め、同項第三号中「廃止法附則第四十四条」を「改正法附則第二十八条」に改め、同条第二項各号を第三号並びに附則第七項と並びに附則第二十九号に掲げる業

務

二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

附則第五条第六項中「廃止法附則第五条第七項」を「改正法附則第三条第七項」に改める。

附則第六条第三項第一号及び第二号中「改正前公团法」を「旧公团法」に改め、同条第八項中「廃止法附則第五条第六項」を「改正法附則第三条第六項」に改める。

一 旧公团法第十九条第二項各号に掲げる業

務

二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

附則第五条第六項中「廃止法附則第五条第七項」を「改正法附則第三条第七項」に改める。

附則第六条第三項第一号及び第二号中「改正前公团法」を「旧公团法」に改め、同条第八項中「廃止法附則第五条第六項」を「改正法附則第三条第六項」に改める。

一 一項第二号に、「同項第五号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「廃止法附則第三十八条」を「改正法附則第二十五条」に、「第四十条第二項第一号」に改め、同項第三号中「廃止法附則第四十四条」を「改正法附則第二十八条」に改め、同条第二項各号を第三号並びに附則第七項と並びに附則第二十九号に掲げる業

務

二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時

二 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正

二 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部を次のように改

正する。

第一条を次のように改める。

第二条 制除

附則第一条中「附則第三条に規定する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内に

おいて政令で定める日」を「独立行政法人中小企

業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時」に改める。

附則第二条第一項中「独立行政法人中小企

業基盤整備機構(以下「機構」という。)を「機構」

に、「又は次条に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される

法人(以下この条において「公庫承継法人」とい

う。)を「(以下「公庫」という。)に改め 同条第

二項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を

「公庫」に改め、同条第四項第一号中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に、「破綻

金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信

じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 第二条、二条(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。)並びに附則

第三条から第七条まで、第十一条、第二十二

条及び第三十条の規定 公布の日

用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法」一部を改正する法律(平成十六年法律第号)以下「改正法」という。附則第十九条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第百五十一号)。以下「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。」に改め、「業務及び」の下に「改正法附則第二条の規定による改正前のこの法律(以下「旧法」という。)」を加え、同条第五項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同項中「作成等」の下に「並びに利益及び損失の処理並びに国庫納付金の納付」を加え、「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧事業団法第二十九条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、同法第三十一条第八項中「翌年度の」とあるのは「平成十七年」と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十一条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、旧事業団法第三十三条第八項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日」の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

附則第二条第九項中「及び第十五項」を「から  
第十六項まで」に改め、同条第十三項中「次の各  
号に掲げるのは、それぞれ」「第一項の規定  
定により機構が事業団の権利及び義務を承継す  
る際における旧事業団法附則第十九条第一項の  
織維信用基金の総額に相当する金額を上限とし  
て経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金  
額から次項の規定により機構に対し出えんされ  
たものとされる金額を控除した金額は」に、「當  
該各号に定める基金」を「機構法附則第十条第一  
項の織維信用基金」に改め、各号を削り、同条  
第十四項中「金額は、それぞれ」を「金額(旧事業  
団法附則第二十三条第一項の規定により同項の  
出えん金の返還がなされた場合においては、そ  
の返還された金額に相当する金額を控除した金  
額)は」に改め、同項の表織維事業者(旧事業団

るべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額、旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧法附則第十条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額の合計額に相当する金額をいう。並びに第五項の規定により公庫が承継するものとされた資産の価額の合計額は、政府から公庫に対し出資されたものとする。この場合において、公庫は、その額により資本金を増額するものとする。

に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から前項の経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額 法第二十三条の三第三項の融資基金

三 旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額 改正法附則第十九条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金

四 旧法附則第十条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額 新公庫法附則第八項の機械保険経過業務運営基金

附則第二条第十四項の次に次の二項を加える。

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出えんされたものとする。

<p><b>纖維事業者又はその組織する団体</b></p> <p>旧事業團法附則第二十条第一項 一項の纖維振興基金</p> <p>附則第五条を次のように改める。</p> <p><b>第五条 削除</b></p> <p>附則第六条第一項を次のように改める。</p> <p>附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧事業團法第三十七条第一項の長期借入金又は中小企業総合事業團債券に係る債務について旧事業團法第三十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は中小企業総合事業團債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。</p> <p>附則第六条第二項中「地域振興整備債券並びに」を削る。</p> <p>附則第七条中「改正前公團法(第十条を除く。)」を削り、「又は機構法を」、機構法又は新公庫法」に改める。</p> <p>附則第九条から第十八条までを次のように改める。</p> <p><b>第二十八条 削除</b></p> <p>附則第三十八条を次のように改める。</p> <p><b>第三十八条 削除</b></p> <p>附則第四十条を次のように改める。</p> <p>(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)</p> <p><b>第四十条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第十三条及び第十四条を次のように改め</p> <p>第十三条及び第十四条 削除</p> <p>附則第四十二条を次のように改める。</p> <p>(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)</p> <p><b>第四十二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第二十二条の見出しき「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化促進業務」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>第二十二条中第二号を削り、第二号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。</p>	<p>旧事業團法附則第二十一条 第一項の纖維人材育成基金</p> <p>第一項の纖維人材育成基金</p> <p>旧纖維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務</p> <p>旧事業團法附則第二十一条 第一項の纖維振興基金</p> <p>四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務</p> <p>旧纖維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務</p> <p>(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)</p> <p><b>第四十四条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。</b></p> <p>目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。</p> <p>第四条から第七条までを次のように改め</p> <p><b>第四条 削除</b></p> <p>第四条から第七条まで 削除</p> <p>第五章を次のように改める。</p> <p><b>第五章 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務</b></p> <p>第三十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新たな事業の創出を促進するため、創業者(第一条第二項第六号に掲げるものを除く。)がその事業に必要な資金を調達し、及び認定事業者が認定計画(第十二条の二第四項第一号及び第一号に適合するものとして認定を受けたものに限る。)に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れによる債務の保証の業務を行う。</p> <p>第三十三条から第三十五条まで 削除</p> <p>附則第十三条から第十五条までを次のように改める。</p>
	<p>第十三条から第十五条まで 削除</p> <p><b>第四十五条 削除</b></p> <p>附則第五十条を次のように改める。</p> <p>(経済産業省設置法の一部改正)</p> <p><b>第五十条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第四条第一項第三十九号を次のように改める。</p> <p><b>三十九 削除</b></p> <p>(地域振興整備公團の解散等)</p> <p>第三条 地域振興整備公團(以下「公團」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に公團が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公團の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 公團の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。</p> <p>6 第一項の規定により機構が公團の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(次に掲げる業務(以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」とい</p>
	<p>第十三条から第十五条まで 削除</p> <p><b>第四十五条 削除</b></p> <p>附則第五十条を次のように改める。</p> <p>(経済産業省設置法の一部改正)</p> <p><b>第五十条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第四条第一項第三十九号を次のように改める。</p> <p><b>三十九 削除</b></p> <p>(地域振興整備公團の解散等)</p> <p>第三条 地域振興整備公團(以下「公團」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に公團が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公團の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 公團の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。</p> <p>6 第一項の規定により機構が公團の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(次に掲げる業務(以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」とい</p>
	<p>第十三条から第十五条まで 削除</p> <p><b>第四十五条 削除</b></p> <p>附則第五十条を次のように改める。</p> <p>(経済産業省設置法の一部改正)</p> <p><b>第五十条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第四条第一項第三十九号を次のように改める。</p> <p><b>三十九 削除</b></p> <p>(地域振興整備公團の解散等)</p> <p>第三条 地域振興整備公團(以下「公團」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に公團が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公團の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 公團の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。</p> <p>6 第一項の規定により機構が公團の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(次に掲げる業務(以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」とい</p>

う。)に係るものに限るものとし、附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧公団法」という。)附則第十条第五項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する金額第十項において「差額」という。)を加算した金額とする。)から負債の金額(旧産炭地域経過業務に係るものに限る。)を差し引いた額は、政府から機構に對し出資されたものとする。

一 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第三十六条の規定による改正前

の地域振興整備公団法第十九条第一項第七号の業務

二 旧公団法附則第十条第一項から第三項まで

三 附則第二十三条の規定による改正前の旧産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)附則第四項前段の業務

四 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法規の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)第六条の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十四条の二に規定する産炭地域振興業務(第一号及び第二号に掲げるものを除く。)

第一項の規定により機構が公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)  
第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

2 前項の地域振興整備債券は、機構法第二十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による中小企業基盤整備債券とみなす。

(公庫の業務方法書に関する経過措置)

第五条 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、第一条の規定の施行の日までに、同条の規定の施行に伴い必要となる業務方法書の変更をする。

第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧工業再配置等出資金額(旧工業再配置等業務(同項の規定による解散前の公団の業務のうち旧産炭地域経過業務を除いたものをいう。以下この項において同じ。)に充てるべきものとして政府から公団に対し出資されたものとみなすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を

いう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構が承継する旧工業再配置等業務に係る資産の価額から負債の金額及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めるところにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 前二項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に必要な事項は、政令で定める。

10 差額は、機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

11 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

12 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

13 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

14 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

15 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

16 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

17 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

18 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

し、主務大臣の認可を受けなければならない。

この場合において、その認可の効力は、同条の規定の施行の日から生ずるものとする。

第六条 公庫は、第一条の規定の施行の日までに、同条の規定による改正後の中小企業金融公庫法(以下「新公庫法」という。)第二十二条第二項(新公庫法附則第二十三項及び附則第十九条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先の経過措置)

通則法(平成十一年法律第二百三号)又は機構法中の相違する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項中「中小企業総合事業団」を「中小企業金融公庫」に、「事業団」を「公庫」に改める。

第十四条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十五条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十六条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十七条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十八条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十九条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十一条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十二条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十三条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十四条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十五条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十六条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十七条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十八条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第二十九条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第三十条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第三十一条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

第三十二条 第二項中「事業団」を「公庫」に改める。

「公庫債券」を「中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券」に改め、同条第三項中「収入保険料(住宅金融公庫)の下に「及び中小企業金融公庫」を「債務保証料(住宅金融公庫)の下に「中小企業金融公庫」を、「中小企業金融公庫」及び冲縄振興開発金融公庫の場合に限る。」の下に「回収金(中小企業金融公庫の場合に限る。)」を、「支払保険金(住宅金融公庫)の下に「中小企業金融公庫」を、「弁済金(住宅金融公庫)の下に「中小企業金融公庫」を加える。  
 (小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)

## 第十四条 小規模企業者等設備導入資金助成法

(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

## 第十五条 第二項中「中小企業金融公庫法第十九条第一項」

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

## 第十五条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改める。

## 第十六条 第三項中「中小企業総合事業団」を

「中小企業金融公庫」に改める。  
 (中小企業金融公庫の一部改正)

## 第十六条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)の一部を次のように改める。

## 第十二条 第二項中「第十九条を第十九条第一項に改める。

## (沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

## 第十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七

年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「に規定する業務」の下に「中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫第十九条第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務」を加える。

## (中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十八条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改める。

第七条の見出し中「事業団」を「公庫」に改め、同条第二項を次のように改める。

## 第八条第一項中「事業団」を「公庫」に改め、同

条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経

済産業省令・財務省令で定める。

第九条第一項中「事業団」を「公庫」に、「中小企

業総合事業団法附則第五条第六項」を「中小企

業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二

二項第一項」を「中小企業金融公庫(以下「公

庫」という。)は、中小企業金融公庫法(昭和二十

八年法律第百三十八号)第十九条第一項及び第

二項に、「事業団」を「公庫」に改め、同条

第五項中「中小企業総合事業団法」を「中小企

業金融公庫法(昭和三十八号)第十九条第一項第八号「公庫法」に、「第二十一条第一項第八号」を

「第十九条第二項第一号」に、「第四十四条第二

項及び第四十五条第一項」を「第三十条及び第三

十一条第一項」に改める。

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に

係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部

改正)

第十一条第一項から第三項までの規定、第五項

及び第六項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十二条を次のように改める。

(中小企業金融公庫法の特例)

第十三条 第七条の規定により公庫が同条に規

定期する業務を行う場合には、中小企業金融公

庫法第二十二条第二項中「第十九条第二項に

規定する業務」とあるのは「第十九条第二項に

規定する業務及び破綻金融機関等の融資先で

ある中堅事業者に係る信用保険の特例に関する

臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)第

七条に規定する業務」と、同法第三十条及び

第三十一条第一項中「又は中小企業信用保険

法律第百五十二号)第

二項第一項の表独立行政法人中小企

業基盤整備機構の項中「第四条第一項及び

第五条第一項」を「及び第四条第一項並びに中小企

業金融公庫法及び独立行政法人中小企

業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年

法律第百五十三号)第

二項第一項の表独立行政法人中小企

業基盤整備機構の項中「第四条第一項及び

第五条第一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の三第一項の表独立行政法人中小企

業基盤整備機構の項中「第四条第一項及び

第五条第一項」を「及び第四条第一項並びに中小企

業金融公庫法及び独立行政法人中小企

業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年

法律第百五十四号)第

二項第一項の表独立行政法人中小企

業基盤整備機構の項中「第四条第一項及び

第五条第一項」に改める。

(旧産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

**第二十三条 旧産炭地域振興臨時措置法の一部を次のように改正する。**

附則第三項中「平成十四年度の開始の日から」を削り、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「附則第六項前段」を「附則第四項前段」に改め、同項を附則第四項とする。

(附則第六項前段を「附則第四項前段」に改め、同項を附則第四項とする。)

(所得税法等の一部改正)

**第二十四条 次に掲げる法律の表地域振興整備公団の項を削る。**

一 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一

五 消費税法(昭和六十三年法律第八百八号)別表第三第一号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)別表第一

一 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

二 基盤的技術産業集積活性化促進地域において、工場用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設を「卸売市場法等の特例」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 卸売市場法等の特例

第四十条から第四十五条までを次のように改める。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正

第二十六条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 卸売市場法等の特例

第四十条から第四十五条まで 削除

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正

第二十六条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 卸売市場法等の特例

第四十条から第四十五条までを次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第十一条第一項第一号中「工場用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設を含む。以下この条において同じ。)又は業務用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設を含む。以下この条において同じ。)」を「工場若しくは事業場」を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成並びに当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地」に改め、同項第一号中「工場用地」を「前項第一号」を「前項」に、「公団」を「機構」に、「工場用地」若しくは「業務用地」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項」に、「公団」を「機構」に、「工場用地」若しくは「業務用地」の造成又は「工場若しくは事業場の整備」を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場」を「当該工場、当該事業場、當該工場用地又は當該業務用地」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項」に、「公団」を「機構」に、「工場用地」若しくは「業務用地」の造成又は「工場若しくは事業場の整備」を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場」を「当該工場、当該事業場、當該工場用地又は當該業務用地」に改め、同項第一号を「前二号」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第三号とする。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地における都市型新事業立地促進業務に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地における商業活性化・都市型新事業立地促進業務に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行なう者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行なった当該者の委託を受けてこれら の施設(イに掲げる施設にあっては、これと併せて整備される商業施設を含む。)の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行なうこと。

イ 商業基盤施設  
ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企画化を行うための事

官 報 (号外)

業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該

工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第二十二条に次の二項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

(新事業創出促進法の一部改正)

第二十八条 新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第二十七条を次のように改め る。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条第一項中「同意集積地域」を「同意集積計画(第二十五条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの)に係る高度技術産業集積地域(以下「同意集積地域」という。)」に改める。

第三十二条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この章において「機構」という。)は、同意集積地域及び基本構想に定められた高度研究機能集積地区(以下「特定高度研究機能集積地区」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 同意集積地域において、工場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「工場」という。)、事業場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

二 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

て整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。)の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 特定高度研究機能集積地区において、工場、事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 特定高度研究機能集積地区において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設(以下「新事業支援施設」という。)の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行つた当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

第三十二条に次の二項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 同意集積地域における工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)の整備併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 特定高度研究機能集積地区における工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助及び高度技術産業集積活性化計画の策定に係る技術的援助

附則第十二条から第十五条まで 削除

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第二十九条 日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「定める日」を「定める日又は時」に改め、同条第二号中「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律



官 報 (号 外)

価証券、金銭債権」を加え、「中小企業等」を「事業者」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 投資組合等(投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。以下同じ。)に対する出資及び投資営業者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資(以下この号において「投資組合向け出資等」と総称する。)であつて、一の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の価額の投資事業有限責任組合の組合員の出資の総額(組合契約において各組合員の出資予定額(各組合員が出資することを約した上限額)をいう。以下この号において同じ。)が定められている場合にあつては、組合員の出資予定額の合計額に対する割合が政令で定める割合を超えない範囲内において行うもの(次に掲げる投資組合向け出資等第十号において「特定投資組合向け出資等」という。)を除く。)

イ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者(無限責任組合員が數人あるときは、そのいずれか一人の無限責任組合員である者。口において同じ。)がその業務を執行する者である投資組合等その他投資事業有限責任組合等に対する出資

□ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者その他の政令で定める者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

「特定中小企業等(中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号において同じ。)でないものを、「中小企業等の」といって同じ。)でないものを、「中小企業等の」といって同じ。)に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「中小企業等又は前号の株式会社若しくは有限会社」を「事業者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を

加える。  
四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有(特定会社等以外の事業者に対する金銭債権(以下この号において「特定金銭債権」といって。)にあつては、特定金銭債権である当該金銭債権を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいずれかがこれを買取る旨を約した場合における当該特定金銭債権の取得及び保有に限る。)

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け(第三条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約書」を「組合契約の契約書」に改める。第六条の二 特定組合(組合員の資格等)  
第六条の二 特定組合(組合のうち、特定中小企業等に該当する株式会社の発行する未公開株式(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五

条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)の取得及び保有その他

の政令で定める事業(以下「中小未公開企業株式取得等事業」という。)の全部又は一部のみを営むことをその組合契約において約した組合以外のものをいう。以下同じ。)の有限責任組合員たる資格を有する者は、同法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家その他の政令で定めして政令で定める者をいう。以下同じ。)であつて

投資営業者(投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。)でないものを、「中小企業等の」といって同じ。)に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「中小企業等又は前号の株式会社若しくは有限会社」を「事業者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を

加える。  
2 組合契約の変更により特定組合以外の組合が特定組合となつたときは、当該組合の有限責任組合員であつて前項に規定する有限責任組合員たる資格を有しない者は、その時点において組合員の資格を喪失する。

第七条に次の二項を加える。

5 組合(特定組合を除く。以下この項において同じ。)の無限責任組合員が中小未公開企業株式取得等事業以外の行為を行つた場合は、組合員は、これを追認することができない。組合の無限責任組合員以外の者が当該行為を行つた場合も、同様とする。  
第六条第四号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の二号を加える。

一 組合員たる資格の喪失

第六条の二 特定組合(組合員の資格等)  
第六条の二 特定組合(組合のうち、特定中小企業等に該当する株式会社の発行する未公開株式(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項に規定する組合契約(同項第四号の二に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。)に係るこの法律による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「特定中小企業等(中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいい。)でないもの」とあるのは、「特定中小企業等の」といって同じ。)に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「中小企業等又は前号の株式会社若しくは有限会社」を「事業者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を

加える。  
2 前項の組合契約によつて成立する新法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「中小企業等投資事業有限責任組合の」を「投資事業有限責任組合の」に改め

十六年法律第一号附則第一条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登記されたものとみなす。

この法律の施行前に旧法第三十三条において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法第三十三条において準用する商業登記法及び民事保全法の規定によつてしたものとみなす。

(私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合(同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。)」に改める。

#### (租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第一項第二号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「規定する投資事業有限責任組合契約」に改める。

#### (登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の二中「中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記」を「投資事業有限責任組合契約の登記」に改め、同号(二)中「中小企

業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「(中小企業等投資事業有限責任組合契約)に規定する法律」を「(投資事業有限責任組合契約)に規定する法律」に改め、同号(三)イ中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

#### (新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合(同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。)」に改める。

#### 業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等」を「投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合がその株式を保有する特定株式会社(次のいずれかに該当する株式会社であつて、証券取引法(昭和二十二年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。)」に改め、同項に次の各号を加える。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第十二条の四第四項中「議事録」の下に「と、同項第七号中「商法第三百五十九条第一項の規定による公告」とあるのは「商法第三百五十九条第一項(産業活力再生特別措置法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」の規定による公告」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

一 資本の額が五億円以下のもの

二 常時使用する従業員の数が千人以下のも

の

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

により完全子会社となる会社である場合における商法第三百五十九条(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用について

は、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の四第二項ノ株式交換ヲ為ス」とする。

第十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の特定関係事業者が第二項の株式交換により完全子会社となる会社である場合における商法第三百五十九条(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の四第二項ノ株式交換ヲ為ス」とする。

第十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

（新事業創出促進法の一部改正）

第八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合は、この法律の施行の日に法第十二条の七第二項ノ合併ヲ為ス」と、同

#### 進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合

とみなす。

#### (産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正す

る。

条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「合併ヲ為スとする。」

第十六条の二の見出し中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改め、同条第一項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改め、同条第一項に「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 認定事業再構築事業者等(認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施する)が特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下の条及び第三十四条第二項において同じく)である株式会社(認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。)又は認定事業再構築事業者等である有限会社(認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。)に對する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

第十六条の二第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「認定等有限会社」を「認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「前各号」を「前三号」に、「株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権を「金銭債権、匿名

の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)に対する割合が政令で定める割合を超えるものであること。

(1) 前事業年度において生じた純損失の額  
(2) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額  
(3) 前事業年度終了の日における欠損の額

口 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

二 前号の規定により組合がその金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に対する金銭債権(当該株式会社以外の者が保有するものに限る。)又は組合がその金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限る。)の

又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

口 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

(1) 第一号から第三号までの規定又はイ

名組合契約の出資の持分又は信託の受

益権を保有している株式会社

の規定により組合がその金銭債権、匿名組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社(組合が当該工業所有

の規定によりその所有に係る工業所有

権又は著作権を組合が取得した時に限り認定等株式会社である有限会社に対

して行う金銭の新たな貸付け

(1) 第一号から第三号までの規定又はイ

の規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受

益権を保有している株式会社又は有限

会社の前事業年度終了の日における純資產額の前事業年度終了の日における純資產

組合契約の出資の持分」に、「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号イからハまでを次のように改める。

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)

又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)

又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)

又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手續が終了しているものを除く。)

又は有限会社であつたものに限る。

当該工業所有権又は著作権を取得した

時において認定等株式会社又は認定等

有限会社であつたものに限る。

同項第五号とし、同條第二項中「前項第一号イ」を「前項第一号イ」に改め、同條に次の二項を加える。

第十六条の二第一項第八号ニを削り、同号を

同項第一項第八号ニを削り、同号を

(2) 有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社(組合が

当該工業所有権又は著作権を取得した

時において認定等株式会社又は認定等

有限会社であつたものに限る。

当該工業所有権又は著作権を取得した

時において認定等株式会社又は認定等

有限会社であつたものに限る。

第十五条中「中小未公開企業株式取得等事業の二第一項に規定する中小未公開企業株式取

得等事業の全部又は一部のみを営むことをそ

の組合契約において約した組合は、同條及び

有限責任組合法第七条第五項の規定の適用に

ついては、有限責任組合法第六条の二第一項に規定する特定組合に該当しないものとみなす。この場合において、有限責任組合法第七

条第五項中「中小未公開企業株式取得等事業以外の行為」とあるのは、「中小未公開企業株式取得等事業又は産業活力再生特別措置法第

十六条の二第四項各号に掲げる事業以外の行為」とする。

一 認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社の設

立に際して発行する株式の取得及び保有又

は認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社の設

立に際しての持分の取得及び当該取得に係

る持分の保有

二 認定等株式会社の発行する株式、新株予約権(商法第二百八十九条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。)若しくは新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)

又は認定等有限会社の持分の取得及び保有又は認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものとの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に対する金銭債権(当該株式会社以外の者が保有するものに限る。)又は組合がその持分若しくは金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。)の持分若しくは当該有限会社に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限る。)の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。)

六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は

信託の受益権(認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取得及び保有

七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

八 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)の発行する株式、新株予約権付社債等又は有限会社

(2) 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社

九 前各号に掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

第二十九条の八第一号中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改めること。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に存する旧法第三条第一項に規定する組合契約(前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項の規定により、同項第六号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。)に係る前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(次項において「新産業再生法」

予約権付社債等、金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社

2 前項の組合契約によつて成立する新法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る新産業再生法第十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号に掲げる事業」とあり、及び「産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)附則第十条第一項の規定により読み替えたられた産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業」とする。

3 第二項に規定する組合契約(前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項各号)を「第十六条の二第四項各号」に改める。

4 第十一條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正 第一百四十六号の一部を次のように改正する。  
附則第四十六条のうち産業活力再生特別措置法第二十九条の八の改正規定中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改める。

5 第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6 第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## (号外)

## 連帯保証人制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年三月十日

参議院議長 倉田 寛之殿

櫻井 充

連帯保証人制度に関する質問主意書  
中小企業経営者の自殺が後を絶たない。また、自殺予備軍とも言える、再起不能になつた経営者が相当数いることは想像に難くない。中小企業経営者が自殺に追い込まれた原因が制度面にもあるならば、いち早くその制度を見直すことが国民全体の利益であり、国家としての良心である。  
自殺の原因の一端として、連帯保証人制度が挙げられることは間違いない。現行の連帯保証人は、保証人と異なり、催告の抗弁権、検索の抗弁権、分別の利益を有しない。「貸し手」にとつてはこれほど理不尽な制度はない。このような理不尽な制度は、早急に見直すべきである。  
そこで、連帯保証人制度の問題について以下質問する。

一 主要国で、日本と同様の連帯保証人制度を採用している国はあるか。  
二 中小企業経営者に対しては、連帯保証人制度を適用しないこととすべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。  
三 中小企業が有限会社であつても、その経営者が当該企業の連帯保証人になれば、結果として無限責任を有することになる。連帯保証人の保証の範囲を限定すべきではないか。

## 四 連帯保証人制度があるために、事業を清算できない場合が多いが、このことが経済の活性化を阻害しているのではないか。政府の見解を示されたい。

五 日本では、連帯保証の問題に加え、融資のときには不動産価値を査定しておきながら、担保不動産の価値が下落していくと新たな財産の提供を求められるフルリコースローン(透視型融資)がほとんどであり、経営者の負担を増していく。資産価値が下落した責任は、担保査定をした金融機関が負うべきではないのか。

また、米国では、担保以外の財産に懸念しないノンリコースローン(非透視型融資)が一般的であり、企業が再挑戦しやすい仕組みになつてゐるが、日本もこのような制度を普及すべきではないか。政府の見解を示されたい。

## 右質問する。

平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿  
参議院議員櫻井充君提出連帯保証人制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四について  
いわゆる中小企業の経営者等が企業の債務について連帯保証人となつてゐることが、事業の再生や清算に着手することを躊躇する原因の一つとして指摘されていることは承知している。他方において、保証制度の内容を過度に制約することにより信用収縮を招くなど円滑な金融を阻害するおそれもあると考えられ、法務省においては、二及び三について述べたとおり、関係省庁とも連携をとりながら、保証制度の在り方について検討しているところである。

五について  
金融機関が融資を行ふに際しての融資条件について、個々の金融機関の経営判断に基づき提示され、当事者間において私法上の契約として合意される事項であることから、政府として、担保不動産の価値が下落した場合の契約上の取扱いについて判断する立場にはないと考えている。

## また、いわゆる「ノンリコースローン」の普及に関するお尋ねについては、一般論として、金融機関が多様な融資条件により融資を行うことは、金融の円滑に資すると考えられる。金融庁においては、平成十五年三月二十八日に公表した「リレーションシップバンкиングの機能強化に関するアクションプログラム」等に沿つて、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を促しているところであるが、金融機関がどのような融資条件で個々の融資を行ふかについては、飽くまで個々の金融機関の経営判断及び当事者間の契約にゆだねられている。

一について  
参議院議員櫻井充君提出連帯保証人制度に関する質問に対する答弁書

参議院議長 倉田 寛之殿  
参議院議員櫻井充君提出連帯保証人制度に関する質問に対する答弁書

一について  
我が国におけるのと同様に、保証人が、御指摘の催告の抗弁権、検索の抗弁権及び分別の利益を有しないものとされる制度は、例えば、アメリカ合衆国、英國、ドイツ、フランスにおいても、存在していると承知している。

官 報 (号外)

明治三十五年三月三十一日  
郵便物認可

平成十六年四月十四日 參議院會議錄第十五号

発行所
二東京一〇五番地五十一八四四四五 独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 1110円 (本体)